

[遺言]の基礎の基礎

遺言について、最低限知っておいていただきたい知識をQ & A形式で説明しております。

目 次

- Q. 1 (遺言の概略, 遺書との違いについて)
- Q. 2 (遺言できる方について)
- Q. 3 (遺言の内容, エンディングノートとの違いについて)
- Q. 4 (遺言作成の方法について)
- Q. 5 (遺言方法のメリット・デメリットについて)
- Q. 6 (自筆証書遺言の作成方法について)
- Q. 7 (自筆証書遺言の訂正方法について)
- Q. 8 (遺言作成後の対応や遺言の変更について)
- Q. 9 (追加の遺言をする時のことについて)
- Q. 10 (夫婦で一緒に遺言できるかについて)
- Q. 11 (パソコンで作成している遺言について)
- Q. 12 (遺言の内容を映像で残すことについて)
- Q. 13 (遺言に書く言葉で「相続させる」と「遺贈する」の違いについて)
- Q. 14 (遺産を受け取るに当たって, 条件等を定めることができるかについて)
- Q. 15 (ペットに財産を渡すという遺言ができるかどうかについて)
- Q. 16 (跡継ぎを何代にも渡って指定しておくような遺言ができるかについて)
- Q. 17 (遺言書の検認手続について)
- Q. 18 (公正証書遺言, 秘密証書遺言の作り方について)
- Q. 19 (遺言執行者の役割について)
- Q. 20 (遺言を作成しておくほうがよい人について)

解説編

Q. 1 (遺言の概略, 遺書との違いについて)

そもそも遺言って、簡単に言うとどういうものなんですか？
遺書とはどう違うのですか？

A. 1

遺言とは、「人が自分の死後に効力を生ぜしめる目的で一定の方式によってなす単独の意思表示。」(「辞林21」三省堂編より)と説明されています通り、遺言された方の最終意思(最後の思いや考えのことだと思って下さい。)に法的効力を持たせるものであり、法律上その要式が定められ、遺言できる内容も法律で定められた事項に限って効力を認められるものとなります。

これに対して、遺書とは、「故人が死後のことを考えて書いた手紙や文書。」(「辞林21」三省堂編より)と説明されています通り、特に要式や内容には何の定めもありませんし、法的にも何ら効力を持つものではありません。

一般的なイメージとしては、遺書というのは、死の間近に書かれるその方の最後の文書と言ってよいのではないのでしょうか。ですから、遺書を書くということは、死を覚悟している、死に直面しているということにつながってしまいますので、軽々しく書くことは、はばかれるものとして意識されることとなります。

一方、遺言は、その方の最終意思に法律上の効果を認めようとする制度であり、最終意思を表すという点では遺書と同じように思われるかもしれませんが、実際のところ、死亡の瞬間に最後の思いを書面にすることは不可能ですので、事前に遺言という方法で意思表示をしたものであるとご理解下さい。とは言え、人の思いは日々移り変わっていくものですので、遺言というものは、あくまで、その遺言がなされた時点において、その方が、自分が亡くなった後に、法律が定める事項(特に自分の財産等の扱い)に関して、どのように取り扱って欲しいかをきちんと意思表示した文書であると理解していただければよいかと思えます。

ですから、遺言を一度書いたとしても、その時の思いが後日変われば当然に変更することができるのです。決して遺書のようにその方の死ぬ間際の最後の文書というものではないのです。ですから、後に説明しますが、遺言は、一度作成した遺言を取り消すことも可能ですし、何度でも書き換えることが可能です。

一般的に、遺言を書くことは「死を間近に控えている。」とか、遺言を書いて欲しいと言うと「死んで欲しいということか！」等と思われ、良くないイメージを持たれている方も多いのではないかと思います。決してそういうことではなく、あくまで、遺言書作成の時点で、自分の死後、自分の財産等の取扱をどのようにして欲しいと考えているかを表すことだと思って下さい。

もちろん、遺言を自分の遺書として書くことは可能ですが、決して遺書そのものと同じものではないということです。

因みに、英語では、遺言は「will」と言い、「意思」と同じ意味になりますが、遺書は「note」や「letter」と言って「手紙」と同じような意味になります。

Q. 2 (遺言できる方について)

遺言は、誰でもできるのですか？

A. 2

遺言は、満15歳以上で遺言を有効になしうるだけの合理的な判断能力（「遺言能力」といいます。他人の補助を受けなくても、自分自身で物事を正しく理解、判断し、決定できる程度の力だと思ってもらえばよいかと思えます。）を有している方であれば誰でも可能です。未成年であっても満15歳以上で遺言能力を有していれば、単独ででき、保護者等親権者の同意は不要です。

遺言能力がない方の遺言は無効だと争いになる可能性があります。成年被後見人の方に関しては、その方が一時的にでも本心に復して遺言能力を有している場合には、医師2名以上が立会し、遺言書にその旨の記載と立ち会った医師の署名捺印があれば有効な遺言をすることはできます。

又、成年被後見人ではないが、認知症等で判断能力が無い又は衰えている方が、遺言することができるかどうかに関しては、遺言を作成すること自体は可能です。

後で説明します通り、自筆証書遺言という方法は、自分で遺言書の内容全てを記載すればよく、たとえ判断能力が衰えている方でも、遺言書を書くこと自体は何ら禁止されていることでもありません。又、公正証書遺言という方法であっても、公証人が、遺言者に遺言能力があることを慎重に確認した上で作成されますので、遺言を作成することが可能かどうかという問いに対しては、作成すること自体は可能ですという回答になります。

但し、そのような状態の方が遺言されたときは、その方の死後に、その方が遺言した時点では、既に遺言能力が無かったのでその遺言は無効であるとか、無理やりに誘導して遺言を作成したもので本心から遺言したものではない等の理由で、相続人間で争いになる可能性が極めて高くなるということには注意が必要です。遺言を作成するのであれば、元気でシッカリされているうちになされることをお勧めします。

Q. 3 (遺言の内容, エンディングノートとの違いについて)

遺言では, どのようなことが書けるのですか?

今, 話題になっているエンディングノートとはどう違うのですか?

A. 3

遺言については, 法律で遺言できる内容(遺言事項といいます。)が定められており, 遺言事項のみが法的に効力を有するものとなります。

具体的な内容としては

1. 財産の処分(遺贈)に関する事(一般財団法人設立の意思を表明することを含む。)
2. 信託法上の信託(信託とは, 一定の目的にしたがって他人に財産の管理又は処分をさせることです。)
3. 子の認知
4. 相続人の廃除又は取消([相続]の基礎の基礎のQ. 26の内容をご参考になさってください。)
5. 祭祀の承継者(遺骨やお墓を引継ぐ方のことです。)の指定
6. 遺言執行者の指定又は指定の委託
7. 後見人又は後見監督人の指定
8. 相続分の指定又は指定の委託
9. 遺産分割方法の指定又は指定の委託
10. 遺産分割の禁止(5年以内の期間を定めて, 遺産の分割を禁止することができます。例えば, 17歳の子供が成人するまでの3年間は, 遺産分割を禁止すれば, その子は, 成人した後に遺産分割協議に単独で参加することができますので, このような場合に役に立つことになります。)
11. 相続人の担保責任の指定(相続した財産に価値が無かったときに, 無価値の財産を相続した相続人は, 他の相続人から, 法定相続分に応じた分を補填[埋め合わせすることです。]してもらえるように指定しておくことだと考えて下さい。例えば, ある債権を相続したところ, 債務者[相手方]が支払えるだけの資力がなくて, 全く支払をしてもらえず, その分の遺産が実質的には0であったというような場合があたります。)
12. 遺贈減殺方法の指定(遺留分減殺請求[[相続]の基礎の基礎のQ. 16の内容をご参考になさってください。]がなされる場合に, 減殺すべき財産を決めておくことです。)
13. 特別受益の持戻しの免除(特別受益[[相続]の基礎の基礎のQ. 20の内容をご参考になさってください。]を受けた相続人がいる場合に, その特別受

益は返す必要がないと指定することです。)

14. 生命保険金受取人の指定・変更

となります。

遺言に上記以外の事項を記載しても、法律上は効力は生じません。

但し、上記以外の事項を記載したからといって、そのために直ちにその遺言が無効となるものではありません。

例えば、この遺言をすることになったきっかけ、自分の死後に家族に希望すること、遺留分減殺請求をしないで欲しいこと等は、遺族等に自分の意思をより正確に理解してもらうのに役立ちますので、書いていただいて構いません。このような事項のことを付言事項といいます。

これに対して、今話題のエンディングノートは、法律上の効力は原則としてありませんので、周りの方がエンディングノートの内容に従わなければならないものではありませんし、書く内容についての制限もありませんので、何を書いても構いません。ただ、一般的なことを言えば、将来自分が老いた時に備えて、自分の身の回りのことや今後の生活に対する希望、緊急時の連絡先等を記載しておくものであると言えます。

もちろん、後に説明しますように、法律の定める自筆証書遺言（全て自筆で作成した遺言のことです。）としての形式を満たしていれば、そのエンディングノートを自筆証書遺言とすることができない訳ではありませんが、市販のエンディングノートは、その構成からみて、自分が老いた時に介護をしてもらう周りの人に役立つ内容であったり、遺言でいう付言事項（法的な効力が発生しないような内容のことです。）の部分が多いものです。

又、市販のエンディングノート等で項目等を印刷されたものをそのまま使ってしまうと、場合によっては全てを自書したことにはならないとして、自筆証書遺言としては無効であるとして扱われる可能性は非常に高いのではないかと考えられますので、エンディングノートを遺言の代りにする方法は止めていただくべきだと思います。

そこで、エンディングノートを作成されるのであれば、エンディングノートは将来老いた時の備えや亡備録として、自分の死後の財産分配のことに関しては別に遺言を作成されるようにと、エンディングノートと遺言を使い分けられることをお勧めします。

Q. 4 (遺言作成の方法について)

実際に、遺言はどのように作成すればよいのですか？
作成の方法を教えてください。

A. 4

遺言は民法に定める方式に従って作成しなければなりません。

方式としては、普通方式と特別方式があります。

各々の詳しい作成方法、注意点等は後述しますが、どのような方法があるか、その概略について、まず説明します。

普通方式には

1. 自筆証書遺言

(自分で全て書いて作成する遺言です。)

2. 公正証書遺言

(公証人に作成してもらう遺言です。)

3. 秘密証書遺言

(自分で作成し、封印して内容を秘密にしておくものの、公証人に自分の遺言であることを認めてもらった遺言です。)

の3つの方法があります。

他方、特別方式は、死亡が危急に迫っている場合や一般社会と隔絶した場所にあつて、普通方式による遺言ができない場合に限って認められているものです。具体的には危急時遺言と隔絶地遺言の2種類があり、

1. 危急時遺言としては

i 一般危急時遺言

(病気等で死期が迫っている場合の遺言方法です。)

ii 難船危急時遺言

(船が遭難して、死の危険が迫った場合の遺言方法です。)

2. 隔絶地遺言としては

i 伝染病隔離者遺言

(一般隔絶地遺言とも言い、伝染病で隔離されている方の遺言方法です。)

ii 在船者遺言

(長距離船舶に乗っている方の遺言方法です。)

の各々2つずつ、合計4つの方法があります。

但し、特別方式の遺言は、死期が間近に迫っていると通常交流が困難である等、特殊なケースでの遺言ですし、普通方式の遺言書と違って、遺言書として効力を有するためには、特別の手續等も必要となります。

私はイザというときに慌てずに済むようにと、お元気なときに遺言されることをお勧めしておりますので、特別方式の遺言についての詳細は省略します。

ただ、緊急の場合において、このような特別な方法もあるのだということだけをご存知いただければよいかと思えます。

特別方式の遺言のやり方について、詳細を確認なされたい場合には、別にお問合せ下さい。

Q. 5 (遺言方法のメリット・デメリットについて)

通常、遺言には3つの方法があることは分かりましたが、どの方法を採用すればよいのかが分かりません。具体的に、3つの方法のメリット・デメリットを教えてください。

A. 5

では、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の作成方法、各々のメリットとデメリットについて、簡単にご説明します。

1. 自筆証書遺言

(作成方法)

遺言をする方が、遺言書の全文、日付及び氏名を自書（自分で書くことです。）し、押印することで作成でき、遺言が有効に成立します。

遺言書全てを自分で書かないといけませんので、本文はパソコン等を使って作成して署名だけ自書したり、他人の書いたものをそのまま引用したり、他人に代わりに書いてもらったりしたような場合は、その遺言は無効となります。

又、遺言書の用紙、筆記具、印鑑には、特に法律上の規定はありませんので、自分が遺言を書こうと思った時点で有している用紙、筆記具、印鑑を使っただけで構いませんし、用紙、筆記具、印鑑の種類によって、遺言が有効になったり、無効になったりすることにはなりません。

但し、訂正をする場合には、法律に定められた方法で訂正していなければ、その訂正は無効なものとして扱われ、訂正の効力を生じませんし、訂正のやり方によっては、その遺言を破棄したものとして扱われる可能性もありますので、訂正については注意が必要です。

(メリット)

i とにかく簡単に作成できる。

(字が書ける方であれば、誰でも思い立った時に作成できます。)

ii 費用がかからない。

(資料を集める必要がなければ、用紙代等と筆記具代以外には、費用はかかりません。)

iii 遺言をしたこと、その内容を秘密に出来る。

(自分から、遺言したことやその内容を話さなければ、遺言の存在も内容も他の人には分かりませんので、秘密にできます。)

iv 取消や作り直しが簡単に出来る。

(不要になった遺言書や古い遺言書は、遺言者の方であれば、破り捨ててしまえばよいのです。)

(デメリット)

i 全て自筆で書かなければならない。

(どれだけ大量の内容になっても、全て自筆で作成しなければなりません。)

ii 訂正は法律の定める方法の通りにやらなければ、その効力を生じない。

(訂正は、訂正箇所の指示、訂正内容の記載と署名、訂正部分への押印等、非常に面倒ですし、訂正箇所が多くなった場合には、遺言書が読みづらくなりますので、改めて書き直した方がよい場合もでてきます。)

iii 内容に不備があった場合に、イザというときに、遺言内容の実現が困難になる可能性がある。

(遺言書に書かれた内容が、法律や公序良俗〔一般の社会における秩序や道徳的な内容のことです。〕に違反するような内容であれば、実際問題として実現はできませんし、その内容が幾通りにも解釈できるようなものであった場合等には、どのようにすれば処理すればよいか、争いになる可能性もあります。)

iv 遺言内容の実現のためには、まず、家庭裁判所での検認手続(確認の手続だと思って下さい。)が必要となり、迅速な遺言内容の実現は困難である。

(検認の手続を取るためには、全相続人の確定が必要となり、戸籍謄本等を集めるだけでも、結構な手間や時間、費用がかかることがありますので、検認の手続には通常1~3ヶ月程度はかかるものと思って下さい。)

v 遺言書の保管は、原則として、遺言者自らですることになるため、紛失、盗難や保管場所を忘れる等の可能性があり、見つけやすい場所で保管した場合には、その内容によっては、改ざんされる可能性も高いと言わざるを得ない。又、イザというときに、遺言書が発見してもらえない、勝手に破棄される等、遺言が無かったものとされてしまう可能性がある。

(原則として、自宅において保管されることがほとんどだと思われませんが、その場合には、上記のような危険性がありますし、見つけにくい場所等に保管された場合には、遺言書が発見された時には、相続人間で遺産分割協議が終わってしまっていて、遺言書がなかったものとされるという可能性も否定できません。)

2. 公正証書遺言

(作成方法)

まず、公証人のもとで、証人2人以上の立会の上で、遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授(「くじゅ」と読みます。遺言の内容を話して説明することと思ってもらって構いません。)します。そして、その内容を公証人が書面にし

て、遺言者と証人に読み聞かせ、その内容が正しいことを遺言者と証人が承認した上で署名押印し、公証人が適正な手続に従って作成されたことを付記して署名押印することで、成立します。

なお、しゃべることができない人の場合には、通訳人に述べさせるか自書することで作成できますので、しゃべることができない人であっても公正証書遺言の作成は可能です。

(メリット)

- i 公証人が作成するため、内容の不備によって遺言が無効とされる可能性はまずあり得ないため、遺言内容の実現が確実である。

(公証人は裁判官や検察官等の経験者であり、法律の専門家です。その公証人が作成しますので、方式の不備はまずあり得ませんし、内容についても、万一、不備があれば、作成の際に指摘してもらえますので、イザというときに、問題になることは極めて少ないと言えます。)

- ii 口頭で告げることができればよいため、字が書けない状態であっても作成できる。

(自筆証書遺言のように書き間違いなどの心配はありませんし、手が不自由等の理由で、署名さえもできないという場合でも、公証人にその旨を付記してもらうことで署名の代わりにすることが可能ですので、全く字が書けないという場合であっても作成可能です。)

- iii 遺言書の原本は、最低限20年間は公証役場にて保管され、内容を改ざんされる可能性はまずないと言ってよい。又、証書の正本(遺言内容を実行する際に必要となるものです)、謄本(遺言書原本のコピーです。)を毀損、紛失した場合には、再発行をしてもらうことが可能である。

(実際には、20年を経過しても、遺言者が亡くなるまで保管する扱いを取られている公証役場も多いですし、自分で保管することに比べると、はるかに安心です。又、遺言書の正本や謄本を万一変造等されたとしても、原本は公証役場に保管されており、原本をもって正しい内容を確認することが可能ですので、遺言書を改ざんされる可能性はまずあり得ないと言ってよいと思います。)

- iv 家庭裁判所での検認手続が不要であり、迅速に遺言内容を実現することができる。

(準備を含めて最低1~3ヶ月は必要となる検認手続を省略できますので、直ちに遺言内容の実行が可能ですし、遺言内容を実行する際の負担は相当軽減されます。これが、他の遺言に比べて大きなメリットとなります。)

(デメリット)

i 費用がかかる。特に、複数の相続人等に遺産を分配する内容の遺言の場合、相続人毎に費用が計算されるため、遺言内容が複雑であれば、高額な公証人費用がかかる可能性がある。

(これが、公正証書遺言を作成する際の最大のデメリットです。但し、上記に記載した公正証書遺言のメリットは、このデメリットを補って余りあるものであることは確かです。)

ii 証書の原本は公証役場にて保管されるため、一度行った公正証書遺言の取消や変更は、改めて遺言を作成してやらなければならない上、取消や変更をした遺言の内容に不備があったり、紛失したり毀損等した場合には、取消前の遺言が有効とされてしまうことになる可能性がある。

(公正証書遺言で、取消や変更をすれば、問題にはなりません。又、費用がかかることにはなりません。公正証書遺言の原本は公証役場に保管されていますので、取消や変更は自筆証書遺言のように破棄したり訂正すればできるものではなく、手間がかかることは確かです。)

iii 少なくとも公証人と最低2名の証人には、遺言をしたこととその内容が明らかになってしまう。

(遺言の存在とその内容を、どうしても秘密にしておきたい場合には、公正証書遺言は適さないということになってしまいますが、実際のところ、証人を士業者等の第三者にすれば、公証人、士業者共に守秘義務があり、万一、違反した場合には罰則もありますので、相続人や関係者の方々に遺言の存在や内容が事前に分ることはまずないと言ってよいと思います。)

3. 秘密証書遺言

(作成方法)

遺言をする方が、まず、遺言書に署名押印(本文はパソコン等を使って作成して構いませんが、最低限、自分の名前だけは自分で書かなければなりません。)し、その書面を封筒に入れて封をした上で、遺言書に押印した印鑑を用いて封印します。

そして、その封書を公証人と2名以上の証人の面前に提出し、これが自分の作成した遺言書であることと自分の住所氏名を口述し、公証人が提出された日付と遺言者の口述した内容(つまり住所氏名です。)を封紙に記載した上で、遺言者、証人共に署名押印することで成立します。

なお、秘密証書遺言は封印されていますし、それを開封するのは家庭裁判所での検認手続で行うのが原則ですので、遺言書を訂正したいという場合には、一旦、その秘密証書遺言は破棄しなければならないこととなります。も

し、遺言書本文を自筆で作成された場合で訂正がある場合については、自筆証書遺言と同じように、法律で定められた方法で訂正しなければ、訂正の効力は生じないことには注意が必要ですし、一旦、開封することになりますので、秘密証書遺言としての効力は無くなります。

(メリット)

i 遺言の内容は秘密にできるが、遺言の存在は明らかにできる。

(これは、遺言の内容が分からないため、推定相続人等の中で無用な疑心暗鬼を招く可能性があるという意味ではデメリットにもなりえますが、遺言したことは明らかにしたいけれど、遺言の内容だけは、たとえ相続とは無関係の第三者に対しても絶対秘密にしておきたいと思われるのであれば、この方法が一番確実な方法となります。もちろん、自筆証書遺言を封印された上で、遺言したことを話されても同様の効果は期待できます。又、公正証書遺言であっても、証人を士業者等の第三者にすれば、事実上同様の効果があると言ってよいものですので、特別なメリットであるとまでは言えないと考えます。)

ii 多少の費用はかかるものの、公正証書遺言よりは費用は安価である。

(これについては、確かに公正証書遺言に比べれば費用節約にはなりません。)

iii 名前を書けて、押印できれば、本文はパソコン等で作成できる。

(この点は、本文を含めて全て自分の手で書かなければならない自筆証書遺言よりは、はるかに楽に作成できますし、訂正等を加えることも、自筆証書遺言に比べるとはるかに簡単であることは確かです。)

iv 遺言書を改ざんされる可能性は、自筆証書遺言に比べると低い。

(とは言うものの、可能性は無いとは言えません。)

(デメリット)

i 取消や変更を同じく秘密証書遺言にて行う場合には、同じ手続を1から取ることになる。

(公正証書遺言の場合と同様に、手間と費用がかかることとなります。)

ii 公証人が内容のチェックをすることができないため、遺言内容に不備があった場合に、イザというときに、遺言内容の実現が困難になる可能性がある。

(自筆証書遺言のデメリットiiiと同様です。)

iii 遺言内容の実現のためには、まず、家庭裁判所での検認手続が必要となり、迅速な遺言内容の実現は困難である。

(これも自筆証書遺言のデメリットivと同様です。)

iv 家庭裁判所の検認手続の際に、証人が不適格者（未成年者や推定相続人〔民法で、その方が死亡した際には、相続人になると定められた方のことをいいます。〕、公証人とその家族等は証人にはなれません。）であることが判明した場合には、遺言自体が無効となる可能性がある。

（遺言書の内容はチェックできませんので、証人が不適格者であるかが作成時にハッキリしませんので、そのような危険があります。又、その場合であっても、遺言書自体が自筆証書遺言として有効な方法で作成されていれば、秘密証書遺言としては無効となっても、自筆証書遺言としては有効な遺言であるとして扱われる可能性はありますが、本文をパソコン等で作成したりしている場合には、その遺言は無効となってしまいます。）

v 遺言書の保管は、原則として、遺言者自らですることになるため、紛失、盗難や保管場所を忘れる等の可能性がある上、イザというときに、遺言書が発見してもらえない、勝手に破棄される等、遺言が無かったものとされてしまう可能性がある。

（この点も自筆証書遺言のデメリットvと同様です。）

以上、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の各々の作成方法、メリットとデメリットを簡単に説明しました。

その上で、私達専門家の立場から言えば、費用負担のデメリットはありますが、安全性や確実性が高く、迅速な遺言実現ができるというメリットが大きいという点から公正証書遺言で作成されることをお勧めします。

又、一般的になされる遺言としては、自筆証書遺言か公正証書遺言がそのほとんどを占めており、秘密証書遺言はほとんど利用されていないのが実際のところですが。

そこで、私の個人的な意見ではありますが、もし、秘密証書遺言を作成したいとお考えの場合であれば、費用は多少かかることにはなりますが、公正証書遺言にされる方がより確実であろうと思います。又、遺言の内容を秘密にしたければ、自筆証書遺言を作成して封筒に入れて封印することでも、同じ効果が期待できますので、あえて秘密証書遺言にしなければならないというメリットはないように思います。私に秘密証書遺言の作成をご相談されるときは、公正証書遺言になさることをお勧めしますし、秘密証書遺言の作成はよほどの事情がない限り、お勧めしません。

Q. 6（自筆証書遺言の作成方法について）

私は、まだ40代で健康でもありますので、とりあえずは簡単に作れる自筆証書遺言を作成してみようと思うのですが、用紙や筆記具はどのようなものがよいのか、封印すべきなのか、書くべき内容についてはどの程度のことを記載すればよいのか等、詳細が全く分かりません。詳しい作成方法を教えて下さい。

A. 6

自筆証書遺言については、民法では、訂正方法を除けば、

「遺言者が、遺言書の本文、日付及び氏名を自書し、これに押印すること。」

としか定めていません。

つまり、

1. 遺言書の内容全てを自分の手で書き、

（財産の目録等も全て自分で書く必要があります。本文をパソコンで作って署名捺印だけした遺言書やパソコンで作った表を添付した遺言書、第三者に代書させて作成したような遺言書等は、原則として全て無効となります。）

2. 日付は西暦でも年号でも構いませんので、年月日を特定さえすればよく、

（例えば、「2013年1月吉日」のような表記では日時の特定制定ができないため無効となります。「2013年1月末日」とか「平成25年のみどりの日」等という表記であれば、その日を特定することが可能ですので有効とは言えますが、「2013年1月1日」のように、きちんと日時を特定するほうが確実であることは間違いありません。）

3. その上で、自分の名前を署名し、

（戸籍上の氏名でなければならない訳ではありません。私個人の意見としては決してお勧めしませんが、通称や芸名、ペンネーム等でも、一般に周知されていて、遺言者が特定できる名前であれば構わないと解されています。）

4. 押印すれば、

（印鑑の種類は問いません。実印だけでなく、認印でも構いません。判例では、拇印でも有効とされた事例もありますが、やはり、何らかの印鑑、出来れば実印を使用されることをお勧めします。）

遺言としては有効な遺言が完成します。

なお、自筆証書遺言の訂正方法につきましては、項を改めて説明します。

それ以外に、用紙や筆記具、印鑑の種類等に民法上の指定や制限はありません。

ですから、用紙は何を使っても構いません。とはいうものの、例えば、印刷された文字があるようなもの（広告チラシの裏とかメモ用紙等）だと、その印刷された文字が遺言の内容に影響するようなことになる可能性があることや全て自書しな

ければならないという要件に当てはまらないようになる可能性があることは否定できません。又、チラシの裏やメモ用紙、ノートを適当に破ったもの等に書かれた遺言書では、それこそ適当に書いたと思われて本当に遺言する意思があったのかということの後で疑われかねず、争いを引き起こす可能性があることも否定できませんので、最低限、便箋やレポート用紙、原稿用紙等を使用されたほうがよいと思います。細かい話ですが、便箋やレポート用紙、原稿用紙等には、罫線やメーカー名、商品の型番等が印刷されていますが、これについては、その印刷があることをもって、争いになることはまずありませんので、遺言が無効となる心配はないと思ってもらって構いません。もちろん、完全に無地のコピー用紙でも構いません。

筆記具についても、同じです。どのような筆記具を使用して書いてもらっても構いません。ですから、例えば鉛筆で書かれてもよく、鉛筆で書かれたことだけを理由にその遺言書が無効になることはありませんが、鉛筆で書かれた遺言書は、消しゴムで消して簡単に書き直せるので、改ざんされる可能性が高いことは否定できません。その他、例えば、クレヨンやマーカー等を使われてもよいのですが、一般的に大事な文書作成の際にそのような筆記具を使用することは少ないと思われるので、本当に遺言をする意思があったのかを後で疑われかねないことは否定できません。ですから通常は、ボールペン、サインペン、万年筆や筆ペン等が使われるのが適当かと思います。

もっとも、怪我等で寝たきりのため、仰向けの状態で字を書かなければならない等の状況で作成されるのであれば、弱い筆圧であってもハッキリとした字が書きやすいクレヨンやマーカー等が使われた方がよい場合もあることが考えられないわけではないとは思いますが、そのような場合でも決してお勧めはしません。

更に、印鑑も実印である必要はなく、認印でも構いませんし、裁判上は拇印でも有効であると判断はされています。但し、遺言は自分の死後に財産等をどう処理すればよいかを記した大切な文書ですので、誰でもが文房具屋等で簡単に買えるような認印や、拇印ではなく、できれば実印で押印されることをお勧めします。どうしても実印が使えない場合であっても、銀行印又は通常様々な届出等の際に使用されている印鑑を使用される方が、より確実だとは思いますが。

実際に、複数の遺言書が見つかり、遺言書の有効無効が争いになったケースで、認印で押印された遺言書について、故人は生前、重要な文書には実印で押印することが常であったことから、遺言書のような大切な文書に認印を押印する筈が無いとして争われたようなケースもあるのです。

なお、押印が無い遺言書は無効となりますが、遺言書が複数枚になる場合に、用紙を綴じて契印（一般的には割印ともいいます。）をするかについては、契印はあるほうが望ましいとは言えますが、契印が無いことでその遺言書は無効になること

はありません。

又、上に記載した通り、遺言書が複数枚になる場合には、綴じた上で契印を押印された方がよいのは確かですが、これについても、綴じてなければ無効になるわけではありません。ただ、遺言書の途中に別の内容を記載された用紙を挟まれたり、途中の用紙を破棄されてしまったりして、遺言書を簡単に改ざんされることを防ぐためには、複数枚の遺言書は綴じて契印を押印されることをお勧めします。

どうしても契印を押印できないような状態である場合でも、最低限頁数だけは書いておかれた方がよいと思います。

作成した遺言書を封筒に入れて封印するかどうかについては、民法上は、自筆証書遺言が有効に成立するための要件として、遺言書を封印することを要求していませんので、封筒に入れて封印していなければ、遺言が無効になるわけではなく、封印していない遺言書であっても、自筆証書遺言の形式に反していなければ、遺言としては有効です。なお、封印された自筆証書遺言は、家庭裁判所における検認手続（相続人等の前で、遺言書の開封確認作業をする手続だと思って下さい。）の際でなければ勝手には開封できず、これに反した人は5万円以下の過料が課されることあることには注意が必要です。

そこで、遺言書の封印については、大切な文書であるからきちんと家庭裁判所の検認手続において内容を明らかにされたいということを示す意味と家庭裁判所の検認手続以外で勝手に開封できないと法律で定めていることから遺言書の内容の改ざんの可能性を低くするという意味で封印するものだと思っていただいて構わないかと思います。

なお、封印されていない場合でも、自筆証書遺言は検認手続をしないとその後の遺産分割の手続ができませんが、封印されていない場合は、検認手続前であっても、内容は事前に自由に確認することが可能ですので、遺言の内容に不満のある推定相続人の方が改ざんする、破棄する等の可能性は高くなりますので、できれば封印される方がより安全であることは確かです。

遺言書に書かれる内容については、A. 3に記載した14の項目については、法的に効力を有することになりますが、それ以外に、法的効力は無いものの、自分の思いや、家族に望むこと等（付言事項といいます。）を書かれても、構いません。このような付言事項は遺言の内容を明らかにするための参考にもなることですので、例えば、相続人間で取得分に差を付けているような遺言書の場合に、どういう理由でそのような分け方にしたのかを相続人に伝えることで、要らない争いを回避する可能性が高くなりますので、有益なものと考えます。

又、財産の表示については、原則として、その財産が特定できる程度の記載は必要だと思って下さい。

そのため、

- ・不動産であれば、登記されている内容を、
(できれば、法務局で登記事項証明書を取寄せた上で、その内容の通りに記載されることをお勧めします。)
- ・預貯金や投資信託であれば、銀行や証券会社名、支店名、口座の種類、口座番号、名義人を、
- ・株券やゴルフ会員権証書等の有価証券関係であれば、証券の内容、会社名や債務者名等、数量や金額等を、
- ・債権であれば、債務者名(請求をする相手方のことです。)、債権の内容(売掛金なのか貸金なのか等を特定することになります。)、金額等を

記載して特定してもらうことが必要になると思って下さい。

又、マイナスの財産(債務)がある場合には、

- ・債権者名(支払うべき相手方のことです。)、債務の内容(買掛金なのか借入金なのか等を特定することになります。)、金額等を

記載して特定してもらうことが必要となると思って下さい。

もちろん、自分の財産全部を誰か一人に渡すような内容であったり、財産が預貯金だけの場合等で、全て解約、換金して分けて欲しいと希望されるような場合には、各々の相続人等に分割の割合だけを指定するような内容の遺言も作成することは可能ですので、遺言書に財産の特定が無いからといって、直ちに遺言が無効になることはありませんが、遺言書中に財産の特定がなされていない遺言書を作成される場合であれば、別に、財産が分るような財産目録のような資料を用意されたほうが親切であろうと考えます。なお、自筆証書遺言の場合、財産目録を表の形式にしてつけておく場合であれば、その表も手書きで作成しなければならないことは、もちろんです。

又、遺言の本文で、相続人等各自の財産取得分の特定(誰にどの財産を残すかという内容です。)がなされず、分割の割合だけが書かれている遺言書は、最終的には、相続人と受遺者の間で遺産分割協議をする必要があり、場合によっては、どの財産を取得するか等の内容についての争いが生じる可能性が高くなるのではないかと考えられますので、このような遺言も、遺言として有効ではありますが、基本的には各自の取得する財産を特定された遺言書を作成されることをお勧めします。

なお、遺言にて相続分等を指定する財産については、自分の財産全てを記載しなければならないということではありませんので、一部の財産についてのみの遺言を作成することももちろん可能です。例えば、先祖代々の自宅不動産だけは長男に単独で引き継いでもらいたいが、後の預貯金等は相続人である家族で話し合って分けてもらえばよいというような場合に、自宅不動産に限って遺言書を作成して長男が

相続するように指定するようなことができるのです。遺言書に記載のない財産については、相続人等の中で遺産分割協議をして、その合意にしたがって相続するということになるだけのことです。

ところで、不動産の場合に注意が必要なことは、通常住所として表記している住居表示（〇〇町1丁目2番3号等の表記）と登記上の地番は基本的に異なることです。実務上は、不動産の表示を住居表示で記載した遺言書でも、不動産の特定に問題がなければ、法務局では受け付けてくれることも多いようですが、登記事項証明書を取寄せられて、その記載の通りに書かれておくほうが無難です。

更に、その遺言の内容を実行してもらう方として、遺言執行者も指定していただくほうがよいかと思います。これは、相続人のうちの誰かでも構いませんし、例えば私達のような専門家を指定されても構いません。遺言執行者の指定がされていれば、その遺言執行者が単独で財産の解約等を行うことができますので、多少、遺言内容の実現が迅速にできますし、士業者等の第三者であれば安心して遺言書の保管を依頼できるというメリットもあります。

又、遺言執行者でなければ実現できない内容（子の認知と相続廃除です。）が定められている遺言の場合、遺言執行者が指定されていなければ、相続人等で家庭裁判所に遺言執行者選任の申立てをしなければなりません。それ以外にも相続人以外の受遺者への遺贈の内容を定めている遺言の場合、遺言執行者が指定されていなければ、受遺者と相続人全員と一緒に手続を取らなければならない、相続人と受遺者との間でトラブルの元になりかねません。このような遺言を作成される場合には、遺言執行者を指定していただくほうが親切であると思います。

Q. 7 (自筆証書遺言の訂正方法について)

自筆証書遺言を作成してみたところ、書き間違いが見つかり訂正することが必要となりましたが、遺言書の訂正は難しいと聞いています。どのように訂正すればよいか教えてください。

それとも、訂正をするくらいであれば書き直した方がよいでしょうか？

A. 7

自筆証書遺言の訂正については、民法では、

「遺言書に加除その他の変更をしたときは、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して署名し、更にその変更場所に押印しなければならない。」と定められています。

以下は訂正方法のサンプルです。

全て、自筆で書かれたものとして参考にして下さい。

自筆証書遺言訂正見本 1

自筆証書遺言の訂正例1	
遺言書	
私、浪花一夫は次の通り、遺言する。	
第3行 5字削除 6字加入 浪花一夫	1. 私の所有する一切の不動産を妻 浪花 美江に相続させる。 長男浪花一郎
	2. 私が所有する一切の動産、現金は、妻浪花美江に相続させる。
	3. 私の所有する私名義の一切の預金は、長男浪花一郎に相続させる。
このように、「第3行」と訂正する行を指定して、加除内容を記載し、署名する方法でも構いません。	平成24年1月1日 大阪市北区〇〇町1丁目2番3号 浪花一夫 (印)
<small>このように、訂正をした上で訂正箇所に署名の後に押印した印鑑と同じ印鑑で押印します。訂正線は、二重線でなければならないことはありませんが、通常、取消線は二重線を使用することが多いです。なお、取消部分については、訂正前の内容が判るようにしておく必要があります。</small>	

自筆証書遺言訂正見本2

自筆証書遺言の訂正例2

遺言書


私、浪花一夫は次の通り、遺言する。

このように、訂正をした上で訂正箇所^①に署名の後に押印した印鑑と同じ印鑑で押印します。訂正線は、二重線でなければならないことはありませんが、通常、取消線は二重線を使用することが多いです。なお、取消部分については、訂正前の内容が判るようにしておく必要があります。

この行
5字削除
6字加入
浪花一夫

1. 私の所有する一切の不動産を妻~~浪花~~美江に相続させる。
長男浪花一郎
2. 私が所有する一切の動産、現金は、妻浪花美江に相続させる。
3. 私の所有する私名義の一切の預金は、長男浪花一郎に相続させる。

平成24年1月1日

大阪市北区〇〇町1丁目2番3号
浪花一夫 

このように、「この行」と訂正する行を指定して、加除内容を記載し、署名する方法でも構いません。

自筆証書遺言訂正見本3

自筆証書遺言の訂正例3


遺言書

私、浪花一夫は次の通り、遺言する。

このように、訂正をした上で訂正箇所^①に署名の後に押印した印鑑と同じ印鑑で押印します。訂正線は、二重線でなければならないことはありませんが、通常、取消線は二重線を使用することが多いです。なお、取消部分については、訂正前の内容が判るようにしておく必要があります。

1. 私の所有する一切の不動産を妻~~浪花~~美江に相続させる。
長男浪花一郎
2. 私が所有する一切の動産、現金は、妻浪花美江に相続させる。
3. 私の所有する私名義の一切の預金は、長男浪花一郎に相続させる。

平成24年1月1日

大阪市北区〇〇町1丁目2番3号
浪花一夫 

このように、遺言書の最後に「付記」として訂正した内容を記載し、署名する方法でも構いません。

付記 本遺言書第3行目中「妻浪花美江」とあるを「長男浪花一郎」と訂正した。浪花一夫

上記のいずれの方法でも構いませんが、このように、民法で指定された方法で訂正されなかった場合には、その訂正は無効となり、元々の遺言書の内容が有効とされることとなりますし、もし、元の内容が分からないような訂正方法（黒く塗りつ

ぶす等…)を取られていた場合には、遺言を破棄されたものであるとか遺言自体が無効であると争われることにもなりかねません。

通常書類（契約書等）の訂正であれば、訂正箇所を押印して、欄外に訂正した旨を記載して押印する方法が一般的ですが、それに比べると上記サンプルで分っていただける通り、自筆証書遺言の訂正は訂正した旨の記載の後に署名が必要になる分、厳しい方式を要求されていることになります。

訂正でよいか書き直さなければならないかという点につきましては、民法の指定する方法で訂正されるのであれば、新たに書き直す必要までではなく、訂正でよいということになります。

但し、訂正か書き直しかどちらがよりよい方法であるかという点については、あくまで私の個人的な意見ではありますが、訂正の内容が、不動産の所在や銀行名等を単純に間違えて記載した程度のもので、かつ訂正箇所が2、3箇所程度に留まるのであれば訂正でもよいかと思えます。

しかしながら、財産を渡す人やその人に渡す財産の内容を変更するような訂正は、訂正後の遺言書で訂正前の内容が判るだけに、訂正によって取得分が減った方は、何故遺言を訂正して自分の取得分を減らされたのかと不満を持たれるであろうことは簡単に想像していただけたと思いますので、イザというときに相続人等の中で争いのもとになる可能性が高くなると思います。

そこで、単純な誤記の訂正等ではなく、遺言書の内容についての変更をされるのであれば、トラブルを防ぐという意味では、遺言書の訂正という方法ではなく、以前の遺言書は破棄された上で、新たに作成される方がよいのではないかと考えます。

又、単純な誤記だけであったとしても、訂正箇所が多くなる場合には、遺言書が見づらくなりますし、たくさんの訂正があることで、遺言の真意を疑われかねないことにもなりかねないとも思いますので、訂正箇所が2、3箇所程度を超えるのであれば、ご面倒でも新たに書き直されることをお勧めします。

Q. 8 (遺言作成後の対応や遺言の変更について)

私は、妻と息子2人の4人家族です。息子2人は既に独立して家庭を持ち、各々遠方にて生活していますので、現在、私は妻と2人で暮らしております。私は、今年70歳になりましたが、10年前、60歳の時に、一度、自筆証書遺言の方法で遺言書を作成しました。

その時の内容は、大まかには自宅不動産を長男に、定期預金や株式は次男に渡すというものでした。そして、付言事項として、長男には妻の面倒を見てほしいことを書いていました。

私は遺言をしましたので、遺言の内容が実現できなくなってしまうのは、遺言書に記載した財産は残しておかなければいけないと思いましたが、これまで、自宅不動産はもちろんですが、定期預金や株式も解約や売却等せず、そのままにしてきました。

ところが、私達夫婦はここ数年、病気で入退院を繰り返したりして、体力にも自信がなくなってきました。そこで、このまま自宅で2人だけで生活するよりは、元気なうちに老人ホーム等の施設に入って生活をするほうが安心ではないかと思うようになりました。

老人ホーム等の施設に入るには、それなりにまとまった金額が必要となりますので、自宅不動産を売却し、不足分は定期預金を解約する等して、資金を捻出したいと考えていますが、そうすると、10年前の遺言の内容が、イザというときには実現できないことになってしまいます。

一度、遺言をしていますが、遺言の内容が実現できないようなことになるような財産の処分をしてもよいのでしょうか？

又、一度作成した遺言は破棄したり、変更したりすることはできると説明されておられますが、実際にはどのようにすればよいのでしょうか？

A. 8

ご質問のように誤解されておられる方は多いのではないかと思いますし、そのように誤解されることで、遺言を作成することについて敷居が高いと感じられたり、それこそ遺言というものは死ぬ間際にすべきものであると思っておられる方も多くいらっしゃるのではないかと思います。

ただ、決して遺言をするに当たって、そのような制限はありません。

まず、最初にご理解しておいていただきたいのは、遺言は一度きりしかできないものではなく、法律が定める様式に従えば、何時でも、何度でも取消する（法律上は、「撤回する」といいます。）ことが可能であるということです。つまり、一度作成した遺言でも、後日気持ちが変わったときは、前の遺言を取り消して新しい遺言

を作成することが可能だということです。

又、遺言作成後に、遺言に記載された財産を処分されたときは、イザというときにその内容は実現できませんので、民法では、その遺言の内容を取消（撤回）したものとすると定めています。

ですから、ご質問のように、自宅不動産を長男様に、定期預金、株式を次男様に相続させる旨の遺言をされているからといって、イザというときに、その遺言の内容が実現できるように財産を残しておかなければならないということはありません。遺言作成後に財産を処分されたときは、その部分については遺言のその部分を取消（撤回）したものと扱われることになるだけのことです。

遺言というのは、遺言をした方の最終意思（最後の思いということです。）に法的効力を与えるという制度ではありますが、遺言書作成とその方の死亡との間には、通常、それなりの時間が経っていますので、あくまで、遺言をされた時点で、自分の財産をどのように分けて欲しいかという思いを表した文書と思っていただければ構いませんし、日が経つことでその思いが変わられる可能性は当然ありますので、取消や変更は自由にできるということなのです。

この点で、民法では、遺言をした方が遺言を取消（撤回）する権利を放棄することも認めていません。ですから、例えば、相続人の誰かが遺言者に強迫するなどして遺言を取消さないように強制することはできませんし、それこそ、そのような行為をすれば、相続欠格（[相続]の基礎の基礎のQ. 26をご参考になさってください。）の対象となってしまいかねません。

又、そもそも遺言というのは、遺言者が亡くなって初めて効力が発生するものですので、遺言をされた方がご健在の間は、遺言に財産を受け取ることができることと記載されている方であっても、遺言があるからといって、何らかの権利を主張できるものではないのです。もちろん、裁判を起こしたところで、そのような主張は認められません。

ですから、遺言した方は生存中であれば、前の遺言を取消したり、変更することは、内容の取消・変更を遺言書の訂正という方法で行う場合に、法律に定めた方法でしなければならないという形式上の制限があることを除けば、内容的には何の制限もないということになります。

つまり、取消、変更前の遺言の内容は、単にその方の最終意思ではなかったということになるだけの話です。

ご質問のケースでは、例えば、遺言後全財産を処分して老人ホームの入居費用やその後の生活費用をまかなわれるとすれば、遺言の内容全てが実現不能となり、その遺言は取消（撤回）されたものとして扱われることにはなりません。又、自宅不動産だけを売却されるとすれば、実際にあなたがお亡くなりになって遺言が効力を発

生する時点で、その内容は実現不能ですので、その分の内容については、遺言を取消（撤回）されたこととなりますが、それ以外の財産が残っていて、遺言の内容が一部でも実現できれば、その部分については遺言は有効です。

なお、今の例で注意すべきは、自宅不動産だけが無くなって、長男様だけが何ら相続できなくなったときには、長男様から次男様に遺留分の請求（[相続]の基礎の基礎のQ. 16の内容をご参考になさってください。）がなされる可能性が残ることなのですが、そのことと遺言の有効無効とは直接には何ら関係はありません。

更に、遺言した方が自分のした自筆証書での遺言書を破棄したときも、その遺言を取消（撤回）しものとして扱われますので、一度作成した遺言をないものにしたければ、単にその遺言書自体を破り捨てることも何ら問題ありません。破棄とは簡単に言えば破り捨てることです。それ以外に、遺言書の文書部分を塗り潰して読めなくしたり、その部分を切り取ったりすることも破棄に当たります。

もちろん、当然のことながら、遺言書を破棄してよいのは、遺言した方ご本人に限ります。推定相続人の方が破棄された場合、その方は相続欠格の対象となり、相続できないこととなりますので注意が必要です。

又、破り捨てることで完全に取消（撤回）できるのは、自筆証書遺言に限ると思って下さい。公正証書遺言については原本が公証役場に残っていますので、新たに以前の遺言を取消（撤回）する内容の遺言を作成しなければ取消（撤回）したことになりませんし、秘密証書遺言についても遺言をしたという事実が公証役場で明らかになっていますので、単に破り捨てただけでは、トラブルの元となりかねませんので注意が必要です。

Q. 9 (追加の遺言をする時のことについて)

私は、数年前に自筆証書遺言を作成しました。その後、幸運にも更に財産を増やすことが出来ましたので、新たな財産も追加してもう一度遺言したいと思っています。

このようなときは、前の遺言書は破棄した上で、新たに書き直す必要があるのでしょうか？

以前に遺言書を書いたときは、内容が結構細かく遺産を分けるものであったことに加えて、子供等に対する思い等色々なことを書きましたので、結構なボリュームになりましたし、完成までには何度も書き直しをしたりして手間もかかりましたので、あの内容を又一から書かなければならないのかと思うと、少々おっくうになります。

できれば一から作り直さないで済めばよいなと思っておりますので、前の遺言書を残して、別に新たな財産についての遺言書を作成したいと思っておりますが、そのような方法は法律上問題はないのでしょうか？

又、今回、以前の遺言書の内容を多少修正しようかとも考えていますが、その場合には、新たな遺言書にその旨を記載してもよいのでしょうか？それとも以前の遺言書を訂正しないといけないのでしょうか？

A. 9

まず、遺言書は1通でなければならないという法律上の定めはありません。

ですから、以前に作成した遺言書の内容はそのまま活かして、新しい財産について別の遺言書を作成されることには法律上は何ら問題はありません。

つまり、複数の遺言書があっても、各々の遺言書の内容が矛盾する(法律上は「抵触〔ていしょく〕する」といいます。)ような記載が無ければ、全ての遺言書が有効なものとして取り扱われます。

ですから、例えば、最初の遺言書は不動産の分配についてのみ、2通目の遺言書は預貯金の分配についてのみ、3通目の遺言書は株式の分配についてのみを定めるというような遺言書を複数書くという方法も可能です。

なお、そのように複数の遺言書を全て活かしたいと思われる場合には、後の遺言書の中に、例えば「平成24年1月1日付の遺言書の内容は維持した上で、新たに追加して遺言する。」とか「本遺言書以前の日付の遺言については、その内容は全て有効とした上で、追加して遺言する。」等というような一文を入れて、以前の遺言書も有効であることを分りやすくしておくほうが、親切であることは間違いありませんが、もちろん、そのような記載がなくても、遺言としては有効です。

これに対して、以前に作成した遺言書の内容と今回作成される遺言書の内容が矛

盾（抵触）するようなときには、その矛盾する部分については、後の遺言で前の遺言を取消（撤回）したものと扱われます。ですから、前の遺言書を訂正せず、そのままにしておいても、今回の遺言書で前の遺言書の内容を変更されれば、前の遺言書のうち変更された内容は取消されたものとして扱われます。

もちろん、これも「平成24年1月1日付の遺言書の第1項については、次のように変更する。」等のように、以前の遺言書と今回の遺言書とがどのように違うのかを分るように記載されるほうが親切であることは間違いありません。但し、これについても、そのような記載がなくても、内容が矛盾するときは、法律上は新しい遺言書の方が有効とされますので、書かなければならないということではありません。

そして、この点で、自筆証書遺言の作成の際に、日付を特定できるようにきちんと書いておくことが重要になってくるのです。つまり、複数の遺言書が存在し、その遺言書の内容が矛盾する場合には、一番新しい遺言書の内容が有効とされ、古い遺言書の内容は取消されたものとなるからです。

もちろん、内容が矛盾しなければ、古い遺言書の内容はそのまま有効になります。例えば、以下のように、

1. 平成24年1月1日付の遺言書では、
不動産を妻に、定期預金を長男に、株式を次男に各々相続させる。
2. 平成24年3月1日付の遺言書では、
不動産を妻に、定期預金を次男に各々相続させる。
3. 平成24年5月1日付の遺言書では、
不動産を長男に相続させる。

という内容の3通の遺言書があった場合には、

不動産については、5月1日付の遺言書が有効で、長男が取得することになり、定期預金については、3月1日付の遺言書が有効で、次男が取得することになり、株式については、1月1日付の遺言書が有効で、次男が取得することになります。

このように、遺言書が複数存在する場合に、内容が各々の遺言書で異なる場合には、一番新しい遺言書の内容が有効となります。ですから、以前の遺言書を訂正する必要ではなく、変更した内容の遺言書を作成するだけで、法律上は遺言の内容を変更したことになります。

但し、複数の遺言書が存在し、その内容が異なる場合には、通常は、相続人等の間での取り分が変更されているでしょうから、特に古い遺言書より取り分が少なくなる相続人等には何故そのように変更したか等の事情を遺言書中に付言事項としてきちんと書いておくなり、事前に説明して理解してもらっておかないことには、イザというときに争いになりかねないことには注意が必要です。上にあげた例では、

妻は何も相続できないことになり、長男は定期預金を相続できないことになります。

以前の遺言書を書くときに大変だったことから、その遺言書はそのまま活かして、新たに遺言したいというお気持ちはよく分ります。ただ、単なる追加だけではなく、内容に修正を加えられるのであれば、そのことをよほど丁寧に話をしておく等のことをされておかれなければ、内容の矛盾する複数の遺言書の存在は相続トラブルの元になるものと思っていただいたほうがよいかと思いますので、私の個人的な意見としましては、内容を変更されるのであれば遺言書を複数残される方法は基本的にはお勧めしません。

そこで、私は、追加で遺言されるのであれば、費用はかかりますが、以前の遺言書も含めて、自筆のものは破棄した上で、公正証書遺言で一つの遺言として作成し直されることをお勧めします。

Q. 10 (夫婦で一緒に遺言できるかについて)

私達夫婦は、これまで共稼ぎで生活をしてきましたので、財産というのは基本的には2人で作り上げてきたものと考えています。ですから、私達夫婦としては、自分達が亡くなった後は、2人の子供に自分達の財産を与えたいと思っていますし、その点については、夫婦共に同じ気持ちです。

一応、私達の考えを含めて遺言書を作成しておこうと思っています。

どちらが先に亡くなっても、その時点で財産は子供等に渡そうと思っていますので、私達夫婦連名で一通の遺言書を作れば充分ではないかと思うのですが、そのような遺言は法律上可能でしょうか？

A. 10

残念ながら、複数の方が同一の遺言書にて遺言することは、民法で禁じられておりできません。そのため、一通の遺言書に連名で作成された遺言書は無効となります。

これは、遺言が遺言をされた方の最終意思に基づいてなされるべきものであるにも関わらず、同一の遺言書内で複数の方が署名されてた遺言をしてしまうと、本当に遺言の内容が全員の最終意思であるか、遺言者の誰か一人だけの最終意思なのか等疑いが生じかねませんし、万一、取消や変更をすることになれば、それが全員の意思によるものか、誰か一人の意思によるものかハッキリしない可能性も出てきます。更に共同で遺言しているのだからと、各々が自由に取消、変更をすることを制限することにもなりかねず、遺言は自由に取消、変更できるとの法律の定めにも反しかねませんので、法律上、共同遺言は禁止されているのです。

ですから、たとえ、ご夫婦お2人の意思が全く同じであったとしても、別々に遺言書を作成してもらわなければならない、連名での遺言は無効となります。

但し、例えば、一枚の用紙にご夫婦2人で順番に遺言書を書かれて、それを簡単に切り離すことができるもので、切り離せば2通の別々の遺言書になるような形で作成されているような場合には、ご夫婦別々の独立した遺言として有効になるという最高裁判所の判例がありますので、そのような遺言書の作成であれば、一枚の用紙と一緒に書くということもできないことはないのですが、内容が完全に独立しているかがハッキリしない等、イザというときに争いになったり、無効と扱われたりする可能性を残すことになりかねませんので、ご面倒でも、ご夫婦別々に作成されることをお勧めします。

Q. 11 (パソコンで作成している遺言について)

私は、50代でまだまだ元気ではありますので、今すぐ遺言をしなければとは思っておりませんが、万一に備えて、下書きのつもりで自分のパソコンに遺言の内容を作成し保存しております。

イザというときには、それを印刷して、署名捺印して遺言書として作成しようと思っっているのですが、法律上何か問題があるでしょうか？

A. 11

ご質問のようなお話を時々伺うことがあります。

まだ、現役で相続等の話は先のことではあるものの、これまでに、相続のトラブル等を経験されたりして、自分のときには、そのようなことにならないようにと備えているとか、このところ流行しているエンディングノートや遺言作成キット等の話を聞かれたりして自分でも何らかの準備をすべきであろう等の理由でそのようなことをされているように思われます。

しかしながら、A. 6でもご説明しました通り、自筆証書遺言は遺言書の内容全て（本文、日付、氏名）を自書（自分で書く）ことが、遺言として有効になる要件として定められていますので、パソコンのデータを印刷して、署名捺印された遺言書は自筆証書遺言としての要件を満たしません。そのため、本文をパソコンで作成し印刷したような遺言は、たとえ、日付と自分の名前は自分で書かれていたとしても、法律上、その遺言は無効となります。

そのように作成された遺言は、A. 5でもご説明しました秘密証書遺言の形式を取らなければ、有効になる可能性はありませんので、公証役場にて秘密証書遺言の手続を取られるか、印刷した内容を全て手書きで書き直して署名捺印し自筆証書遺言として作成されるか、又は、印刷した内容をもって公証人に公正証書遺言として作成してもらうか、といういずれかの方法を取られなければ、有効な遺言にはなりません。

イザというときの備えとして、パソコンにデータを保存されておられることは、事前の準備としてはとてもよいことではありますが、このような方法のままでは、遺言としては無効と言わざるを得ず、このままでは、エンディングノートや覚書等と一緒に、相続人の方々等が遺産分割協議をされる際の参考資料にしかありません。

遺言として有効にされるためには、上記のように正式な方式で遺言を作成される必要がありますので、ご注意ください。

Q. 12 (遺言の内容を映像で残すことについて)

私は、70歳を超えて、そろそろ遺言をしなければと思うようになりました。

ところが、私は昔から字もお世辞にも上手いとは言えず、書くこと自体もおっくうな性格でしたので、遺言書を書くのが面倒でなりません。

そこで、自分の意思をビデオやDVD等に映像として残しておけば、私であることの確認も間違いなくできますので、それでよいのではないかと思うようになりました。ビデオカメラの前で自分の思いを話したものを残しておけば、私自身の意思であることは家族にも容易に分りますので、そのようにして遺言書を書くことに代えたいと考えているのですが、このような方法は遺言として認められるものでしょうか？

A. 12

残念ですが、遺言は民法に定められた方法で作成されなければ無効ですので、ご質問のようなビデオに残した遺言というのは、遺言としては認められません。

ですから、遺言を残すのであれば、通常は自筆証書遺言か公正証書遺言か秘密証書遺言かのいずれかの方法を取って書面で作成されなければなりません。

ただ、民法では死因贈与契約といって、これは、例えば、あなたが「自分が死んだら、この財産をあなたにあげます。」と申し出て、その方が「分りました。そのときは私がその財産をいただきます。」と承諾すれば成立するという契約ができるという定めがあります。

そこで、ビデオ等の映像に残されたあなたの意思については、死因贈与契約の申込みと判断される可能性はありますので、その相手の方が承諾することを明らかにされていれば、死因贈与契約が成立する可能性がない訳ではありません。

ただ、これは当事者双方の間の契約となり、この場合は書面で行った贈与の契約ではありませんので、民法の定めでは、あなたがお亡くなりになるまでは、当事者双方はいつでも取消（撤回）できます。そのため、相手の方が「やっぱり要らない。」と言われれば、あなたの意思は実現されないことになってしまいます。

更に、一方的に映像に残されているだけでは、他の相続人等の方から、相手方の承諾がないとして、死因贈与契約は成立していないと主張される可能性もあります。又、書面にされていない死因贈与契約は、当事者はいつでも取消（撤回）することができるものですので、イザというときにトラブルになる可能性は高いと言わざるを得ません。

ここは、ご面倒でも、きちんと遺言書を作成されることをお勧めします。

なお、遺言作成の際に自分の思い等を付言事項として書く代わりに、「自分の思いを映像に残しているので確認して欲しい。」旨の内容を書かれて、映像にその思

いを残され、遺言書と一緒に保管されるのであれば、それは、相続人等の遺言への理解の助けとなるものとしては意味があるものとは言えます。

そこで、遺言を法律に従って作成された上で、付言事項を書かれる代わりにそのような映像を残されるということであれば、相続人等にあなたの遺言をした思いを理解してもらうための資料になるという意味では有益なものではないかと思いますが、映像を残すことで遺言に代えることはできません。

Q. 13 (遺言に書く言葉で「相続させる」と「遺贈する」の違いについて)

私は70歳を過ぎましたので、まだ元気ではありますが、そろそろ遺言書をきちんと作成しておこうと考えるようになりました。

そこで、参考になるような本を読んで、一応の作り方は理解したのですが、本の記載の中には、「相続させる」という表現と、「遺贈する」という表現の2つの表現が出てきます。

私は遺言書の中で、これまで同居して世話をしてくれた長男の妻にも、何らかの財産を与えたいと思っていますので、本を読む限りでは、相続人である妻や子供等には「相続させる」、相続人でない長男の妻には「遺贈する」と書けばよいのではないかと理解したのですが、このような理解でよいのでしょうか？

A. 13

あなたがおっしゃる通り、大まかに言うと、相続人には「相続させる」、相続人でない者には「遺贈する」と書けばよいという理解でも構わないかと思えます。

当然のことですが、「相続させる」という表現は、その相手は相続人に限りますので、相続人以外の方には「遺贈する」と書かなければなりませんし、もし相続人以外の方に対して「相続させる」と書かれていても、それは遺贈として扱われることとなります。もちろん、作成するにあたっては、相続人以外の方に対しては「遺贈する」と書くべきであることは、当然ですので、その点については注意して書くようにして下さい。

ただ、「遺贈する」という表現は、相続人に対してもできるものですので、多少、注意が必要になります。

まず、遺贈と相続の違いですが、遺贈とは、「遺言で、財産の全部又は一部を、無償で他人に与える」ことを言い、遺言をした方の意思に従って、財産を分け与えることであると理解していただければよいかと思えます。遺贈をする相手は相続人に限らず、相続人以外の第三者や、会社等の団体等であっても構いません。

これに対して、相続というのは、ある方が亡くなると、亡くなられた時点で、法律が定める相続人がその権利と義務一切を受け継ぐもので、([相続]の基礎の基礎のQ. 1の内容をご参考になさって下さい。)相続については、その方の意思とは無関係に、亡くなると自動的に発生するものです。

「相続させる」という遺言は、「遺贈する」という遺言に比べて、不動産の登記に関する費用が安く済むこと等から公正証書遺言において多く使われるようになったのですが、元々、遺言で財産の処分について法律で認められているのは、相続分の指定と遺産分割方法の指定、それに遺贈の3つだけですので、以前は、「相続させる」という表現がこれら3つのどれにあたるのかということで学者間での争

いもあったのです。ただ、この点については、最高裁判所の判例で「遺言に相続させるという表現がなされている場合には、原則としては遺産分割の方法を定めたものである。」と示されたことで、実務上の扱いが統一されましたので、現在、遺言を作成するにあたっては、相続人に対しては「相続させる」という表現が多く使われるようになっていきます。

又、不動産の登記費用については、登記の際に支払わなければならない登録免許税が、相続では不動産の価格の1000分の4、遺贈では不動産の価格の1000分の20と5倍の差があるのですが、現在の登記の実務上は、遺贈であっても受遺者が相続人の場合には、そのことが分る戸籍謄本等の資料を添付することで、相続と同じ1000分の4とされますので、金額の差はなくなっています。

ところで、自筆証書遺言では、「相続させる」、「遺贈する」以外にも、「与える」、「渡す」、「やる」、「譲る」、「譲渡する」等の表現が使われることもありますが、そのような表現については、相続人以外の方に対するものとしては、遺贈であるとして扱われることは疑いのないことなのですが、相続人に対しては、「相続させる」のか「遺贈する」のかがハッキリしない可能性があり、具体的な事案毎に、どちらが遺言した方の本当の意思であるかを判断する必要がでてくるため、注意しなければならないのです。そのため、遺言を作成するにあたっては、「相続させる」か「遺贈する」と表記されることをお勧めします。

それでは、相続人に対して、「相続させる」と「遺贈する」と表現が違うことで、どのような違いがでてくるのかを説明します。

まず、放棄ができるかについてですが、「遺贈する」と遺言に表現した場合には、相続人はその遺贈された部分だけを放棄することができます（[相続]の基礎の基礎のQ. 9の内容をご参考になさってください。）。これに対して、特定の財産（不動産等）を「相続させる」と遺言に表現した場合には、遺言の内容の通りに財産を分けなさいという遺産分割の方法を指定したものであると扱われますので、その相続人は遺言で特定された財産を相続していることになり、遺贈のようにその財産だけを受け継ぐことを放棄することはできず、相続全体を放棄しなければならないことになると考えられます（[相続]の基礎の基礎のQ. 11の内容をご参考になさってください。）。

ですから、ある相続人に対して特定の財産を「相続させる」と遺言する場合には、その財産をその方が受け継いでくれるかということを確認した上で、そのような遺言をされる方が親切かもしれません。例えば、サラリーマンであるご長男に農地である土地を「相続させる」と遺言したような場合には、ご長男は農業をする予定がなくその農地を相続したくなければ、相続一切を放棄するしか選択肢が無いようなことになってしまい、例えば、他にも財産があった場合に、何の相続もできなくな

るようなことにもなりかねません。

又、放棄に関連しては、遺贈を受けた相続人が、その遺贈も相続もどちらも全て放棄したい場合には、遺贈の放棄と相続放棄の両方の手続を取らなければならなくなることには注意が必要です。遺贈の放棄だけでは、相続人の立場で相続放棄したことにはならず、相続一切を放棄したことにはならないからです。

そのような注意すべき点があるにもかかわらず、遺言を作成するにあたって、相続人に対しては「相続させる」という表現での遺言が勧められていますし、公正証書遺言では、通常、相続人に対しては、「相続させる」と表現されることがほとんどの扱いとなっています。これは、「遺贈する」遺言に比べて、「相続させる」遺言のほうがメリットが多いからです。

具体的には、

1. 特定の不動産の取得については、「相続させる」とした場合には、その相続人が自分一人で登記手続をすることができるのに対して、「遺贈する」とした場合には遺言執行者（いないときには相続人全員）と受遺者が共同で登記手続をしなければならない。
2. 農地の取得については、「相続させる」とした場合には、取得した方が農業委員会に届出をすればよいが、「遺贈する」とした場合には、都道府県知事の許可がないとそもそも取得できず、受遺者は農業に従事していなければ許可されない可能性がある。
3. 借地や借家の取得については、「相続させる」とした場合には、貸主の承諾は不要であるが、「遺贈する」とした場合には、貸主の承諾が必要となる。
4. 株式の取得については、中小の非上場の会社の株式については、「相続させる」とした場合には、会社の承認は必要ないが、「遺贈する」とした場合には、会社の承認が必要となる場合がある。
5. 不動産の取得について、「相続させる」とした場合には、第三者に対して、登記がなくても自分が相続していて権利があることを主張できますが、「遺贈する」とした場合には、登記をしていなければ、自分が遺贈を受けて権利があることを主張できない。

等の点で、「相続させる」遺言のほうが手続がスムーズに行える、自分の権利を主張することが簡単にできる等のメリットがあります。

このような理由から、遺言を作成するにあたって、相続人に対しては、「相続させる」という表現が使われることが多いことは、ご理解しておいて下さい。

なお、後で説明しますが、相続や遺贈で財産を受け継ぐ人に対して、負担や条件、期限をつけることに関しては、遺贈については認められています。一方、相続については、法律上は「相続は、死亡によって開始する。」と定められており、被相続

人の死亡以外の条件や期限がついた相続というのはありえないと私は考えます。又、負担付相続とすることは、法律上の定めがないことや、相続とは本来、被相続人の権利義務一切を承継（受け継ぐ）ことから考えると、私はトラブルの元になるのではないかと考えますので、お勧めしません。この点に関しては、遺言において遺贈と同じように負担付相続を定める遺言ができるという専門家の意見もありますが、負担を定めるのであれば、たとえそれが相続人に対するものであっても、「遺贈する」と遺言すべきではないかと私は考えます。

この点に関しては、やはり専門家のご意見を伺われた上で遺言を作成されることをお勧めします。

Q. 14 (遺産を受け取るに当たって、条件等を定めることができるかについて)

私は、現在、持ち家である自宅で妻と二人で暮らしています。子供は息子が2人と娘が1人おりますが、全員結婚して別々に暮らしております。

この度、遺言を作成しようと思って準備し始めたのですが、遺言の内容としては、長男に多少多めに財産を渡す代わりに、妻が生存中は生活の面倒をみてくれることを条件にしたいと考えています。

遺言をするに当たって、「長男が、母の生存中は生活の面倒をみてくれることを条件に、この財産を渡す。」というように、財産をもらうための条件のようなものを付けることは可能でしょうか？

A. 14

結論から申し上げますと、ご質問のような遺言をすることは可能です。

ここで、内容の説明の前に、多少専門的にはなりますが、A. 13の最後でも申し上げました、負担、条件、期限について説明をしておきます。

まず、負担とは、法律上は、ご質問のような内容、つまり、財産を渡す代わりにその方に一定の義務を負わせることを要件として決めることです。例えば「長男には1000万円の定期預金を渡すが、その代わりに母に毎月5万円を渡すこと」とか「長男に自宅不動産を与えるが、その代わりに母の生活の面倒をみること」とかいう内容(義務)を負わせることをいいます。ですから、一般的には、ご質問のように上のような内容を「条件」にすると表現することが多いかと思いますが、法律上は「条件」ではなく「負担」として表現するものであると思って下さい。

次に、条件とは、将来起こるかどうかが分からない事実が起こったことを要件として決めることです。例えば、「長男が将来結婚したときは、自宅を渡す」とか「自宅は長男に渡すが、長男が将来離婚したときは、自宅は次男に渡す」、「次男が大学に合格したら、1000万円を渡す。」等と決めることです。つまり、「結婚する」、「離婚する」、「大学に合格する」ということは、将来起こるかどうかは今の時点では分かりませんし、確実に起こることではありませんので、このような将来起こるかどうかが確実ではないことを、法律上は「条件」といいます。

最後に、期限とは、将来必ず起こることを要件として決めることです。例えば、「私が死亡後1年後に、長男に1000万円を渡す」、「平成24年12月1日になったら、長男に自宅不動産を渡す」等と決めることです。つまり、「人が死亡した後1年が経つこと」、「平成24年12月1日が来ること」は確実に起こることですので、このように将来確実に起こることを法律上は「期限」といいます。

なお、条件と期限については、厳密に分けられずどちらとも取れる場合もあります。例えば、「長男が50歳になったとき」というのは、通常であれば、確実にそ

の日は来るので「期限」と考えることもできますが、一方で、もし長男がそれまでに死亡するかもしれないと考えると確実に50歳を迎えるとは言えないので「条件」と考えることも可能であると言えるのです。

遺言を作成するにあたって、通常はそれほど厳密に考えてもらう必要はありませんが、法律ではこのように決められているのだと理解していただければ結構です。

そして、法律上は、遺贈に関しては、このような負担、条件、期限等の制限を付けた遺贈をすることが認められており、各々「負担付遺贈」、「条件付遺贈」、「期限付遺贈」といい、これらをまとめて「附款（ふかん）付遺贈」といいます。

ご質問のような内容は、負担付遺贈として、遺言に記載することが可能ですので、「この遺贈を受けるに当たっては、その負担として、母の生存中は同人の生活の面倒をみること。」というような文言を記載されておけばよいということになります。

但し、負わせるべき義務の内容については、「生活の面倒をみる」等の漠然とした表現は、どの程度のことをすればよいのかがハッキリせず、受遺者が負担した義務を果たしているかどうか分からない可能性もありますので、できれば、「毎月末日に生活費として10万円を渡すこと」とか「1週間に最低1回は訪問して様子を確認すること」等のように具体的に書かれたほうがよいと思います。

ところで、附款付遺贈も遺贈の一つの形ですので、受遺者はそのような制限を負わされるのは嫌だと思ふのであれば、附款付遺贈を放棄することは可能です（[相続]の基礎の基礎のQ.9の内容をご参考になさってください。）。なお、民法では、負担付遺贈を放棄された場合には、遺言をする方が、放棄されたときのことを別に遺言で定めてなければ、負担の利益を受ける方（上の例でいえば、母に当たります。）が自らその遺贈を受けることができると定められています。

又、例えば、負担付遺贈の場合で、極端な例ですが、「100万円の定期預金を遺贈するが、母の生存中は毎月10万円の生活費を負担すること」というような遺言をされた場合、そのような負担付遺贈を承認すると遺贈を受けた100万円は1年も経たないうちに無くなってしまい、その後は受遺者が自腹を切らなければならぬようことになりかねません。しかし、これに関しては、遺贈の目的の価格を超えない限度内においてのみ負担した義務を果たす責任を負うと民法では定められていますので、受遺者は遺贈を受けた範囲内で負担すればよいことになります。上の例で言えば、100万円になるまで、10ヶ月間に限って、毎月10万円を母に渡せばよいことになりすし、そのような遺贈を放棄されれば、母が100万円を受け取れることになります。

又、負担付遺贈を受けた受遺者を監視し、きちんとその義務を果たすことを確実にするために、もし、負担付遺贈を受けた受遺者が、その負担した義務を果たさないときは、相続人は相当の期間を定めて義務を果たすように催告をすることができ

ますし、それでも義務を果たさないときは、家庭裁判所に申立てをして、その負担付遺贈の取消を求めることができると定められています。

更に、遺贈を受けた方が相続人であった場合に、その遺贈を放棄された場合には、その遺贈はなかったものとして、その分の財産は相続人全員のものとなり、遺贈を放棄した相続人を含めて、改めて相続人等全員で遺産分割をすることになります。又、遺贈を受けた方が相続人でなかった場合には、その方は遺産分割には関らなくなるということになります。

なお、負担付遺贈の負担の内容が、「親の生活の面倒をみること」等のように、扶養に関するものである場合、受遺者が負担付遺贈を放棄してしまうと、扶養することも放棄されてしまうことになり、遺言をした方の意思が実現できないことになりかねません。もちろん、法律上は直系血族（血のつながりのある親子関係だと思ってもらえば結構です。）と兄弟姉妹は互いに扶養する義務があると定められてはいますが、遺言される方は特に誰かを特定して扶養をしてもらいたい（＝面倒を見てもらいたい。）と思って、そのような負担付遺贈をされることになるのでしょうから、事前にきちんと話をされたうえで、扶養することについて必要以上の負担を負わせないようにして、負担付遺贈を確実に承認してもらえるようにすること等の配慮が必要にはなると思います。

又、例えば、障害をお持ちのお子様がおられる方の遺言として、「子供の生活の面倒をみる」ことを負担とするような負担付遺贈をされることも可能ですが、これも扶養に関することですし、万一、受遺者がその負担付遺贈を放棄されてしまうと、遺言された方の思いは実現されないことになってしまいますし、お子様が知的障害等をお持ちの場合であれば、お子様が自分で財産管理をすることは非常に困難なことになりますので、やはり、確実に遺贈を受けてもらえるよう、事前の調整が必要であると考えます。

負担付遺贈をお考えであれば、一度、専門家にご相談されることをお勧めします。

Q. 15 (ペットに財産を渡すという遺言ができるかどうかについて)

私は、夫に先立たれ、現在は一人暮らしです。息子が1人おりますが、結婚して遠方に住んでおり、年1、2回たずねてくる程度です。そのため、今は、犬と一緒に生活をしております。

自分にとって、飼い犬は家族同然の存在です。ただ、私が亡くなった後のことを考えると、マンション住まいの息子夫婦に犬の世話をしてもらえるものではなく、誰も世話をしてくれる人がいないことになってしまい、保険所に引き取られ殺処分されてしまうかと思うと、不憫でなりません。

今、私は、自分の死後は、財産の半分程度をペットに譲って、犬の世話については、その財産を使ってもらってよいので、誰かに世話を頼みたいと考えていますが、このような遺言をすることは可能でしょうか？

A. 15

結論から申し上げますと、残念ながら、そのような遺言はできません。

現在の法律では、ペットを含めて動物は「物」として扱われます。ですから、例えば、自分の愛犬を殺された場合、愛犬を殺した人は器物損壊罪（物を壊した罪）に問われるに過ぎないことになっているのです。又、法律上は、「物」は相続することはできませんし、財産を持つことも認められていませんので、ペットに財産の半分を遺贈するという遺言をされても、遺言のその部分は無効となってしまいます。

では、残されたペットに財産を残してやる方法が無いかということ、間接的ではありますが、3つの方法が考えられます。

1つ目は、A. 3でも説明した、財産を信託することです。

2つ目は、A. 14でも説明した負担付遺贈をすることです。

そして、3つ目はA. 12でも多少説明した負担付の死因贈与契約を結ぶことです。

1つ目の財産の信託は、実際のやり方としては、財産を信託銀行なりに信託財産として預け、ペットの世話をしてくれる人を誰か別の第三者に依頼するという方法になるかと思いますが、実際には、負担（この場合、ペットの世話をすることです。）が確実に実行されているかの確認を信託銀行なりがしてくれるものではなく、日本ではそのような業務がほとんど行われていません。現状では理論上は可能である程度の扱いでしかありませんし、このような信託は手続が面倒でもありますので、財産の管理の面では一番確実な方法ではないかとは思われますが、例えば何億円もの財産がある等極めて特殊な場合でしか引き受けてはもらえないと思われ、現実的ではありません。

そこで、2つ目の負担付遺贈による方法か3つ目の負担付死因贈与契約を結ぶ方

法が現実的なものとして考えられます。

つまり、2つ目の負担付遺贈であれば、財産を遺贈する代わりに、その負担としてペットの世話をしてもらうことを定めるか、ペットと財産を遺贈して、その負担としてペットの世話をすることを定めるという方法です。例えば「私の財産のうち、現金1000万円を〇〇さんに遺贈します。その負担として、私の愛犬△△を終生世話をすることを定めます。」とか「私の財産のうち、現金1000万円と愛犬△△を〇〇さんに遺贈します。〇〇さんには、△△の世話をしてもらうことをその負担として定めます。」等の文言を遺言に記載するのです。

但し、これも、遺贈を受ける方がきちんとペットの世話をしてくれるだけの信頼できる人で、ペットの世話を承諾してくれている方を選ぶことや負担となるペットの世話の内容を細かく決めておくことが必要となります。特に、ペットの世話の内容については、食事や散歩の回数、病気の際の扱い、死後の扱い、その方にペットがどうしてもなつかない場合や、世話ができなくなった場合の取扱等を細かく決めておかないと遺贈を受けた方がちゃんと世話をしてくれているかどうかハッキリしませんし、それこそ、財産だけを取られてしまうようなことにもなりかねません。この点で、遺贈を受けた方がきちんとペットの世話をしてくれていなければ、遺贈を取消することができるように遺言執行者を別の第三者に指定しておくことも必要となるかと思えます。

ペットの世話の内容については、その詳しい内容を別に「覚書」等の書面を作って明らかにしておくか、遺言書の中に事細かく記載することも必要となるでしょう。

又、ご質問の内容からは、遺贈を受ける方はご家族以外の第三者になられると思われしますので、相続人である息子さんが異議を申し出ないように事前に話をしておき、今回の遺贈について納得しておいていただかなければ、イザというときにトラブルの元となりますので、その点の配慮も必要となります。

更に、遺贈に関しては受遺者は放棄することができますので、放棄されてしまえば、あなたの思いはかなわないことになってしまいます。そこで、放棄されないように、事前に相手の方とよく話をされて、きちんと世話をしていただくようにすることを約束していただいておくようにすべきであることには注意が必要です。

3つ目の負担付死因贈与契約については、贈与する方（「贈与者」といいます。）が自分が死んだら「ペットの世話をするという負担付で、ペットと財産1000万円を贈与する。」とか「ペットの世話をするという負担付で、財産1000万円を贈与する。」と相手の方（「受贈者」といいます。）に申し込み、受贈者が承諾すれば成立する契約です。これは遺贈のように、遺言する方が単独でできるものではなく、当事者間の申込みと承諾によって成立する契約ですので、勝手に取消（契約解除）することが制限されます。そのため、贈与者は、遺言のように何時でも取消変

更が自由にできるものではありませんし、受贈者も遺贈のように自由に放棄することはできませんので、遺贈と比べれば、より実現できる可能性は高いものと思われます。

又、契約成立までには、当事者間で相当詰めた内容まで話をするようになるでしょうから、その点でも、遺贈よりは実現できる可能性は高いと言ってよいかと思えます。

但し、A. 12でも多少説明しましたが、民法では書面によらない贈与契約は当事者双方が何時でも取消（撤回）することが可能であると定められていますので、契約としてより意味のある確実なものとするためには、必ず負担付死因贈与契約書等の書面の作成が必要となることには注意が必要です。

又、負担付死因贈与契約における負担は、受贈者が生存中に負担すべき義務を負うものでも可能ですので、例えば、贈与者の体力が落ちてきて、自分でペットの世話をするのが困難になったような場合に、生前よりペットの世話を依頼し、イザ自分が亡くなったときには、財産を贈与するという形を取ることができます。この場合に、受贈者としては、贈与者が亡くなった時点で確実にその方の財産を受け取ることができなければ、負担だけを負わされることになるのではないかという問題がありますが、これに関しては、受贈者が負担の全部又は一部を履行（実行していることと思ってもらって構いません。）している場合には、原則として贈与者がその死因贈与を取消することができないとの最高裁判所の判決が出されていますので、受贈者が現実負担を負ったにもかかわらず、その後の遺言等で取消されて何も受け取れなくするようなことは原則としてできないと提供していただいて構いません。

では、負担付遺贈と負担付死因贈与契約のどちらを選べばよいかという点ですが、これはケースバイケースであると言わざるを得ません。確かに、死因贈与契約の方が、より実現できる可能性は高いとは言えますが、一旦契約をしてしまうと、遺贈のように、自由に取消変更ができるわけではなくなりますので、当事者の関係やお願いをしようという気持ちなどの程度強いものであるか等によって、どちらの方がよいかは異なってきます。

以上のように、間接的ではありますが、実質的にペットのために財産を残すことは可能です。但し、そのためには、相当の準備が必要となり、単に遺言で負担付遺贈をするか、負担付死因贈与契約を結べば、それで充分というものではありませんので、これも一度、専門家にご相談されたうえで準備されることをお勧めします。

Q. 16 (跡継ぎを何代にも渡って指定しておくような遺言ができるかについて)

私は家族経営で小さいながらも従業員20名弱を擁する株式会社を経営しており、私は自社株の8割を所有する筆頭株主です。自分が亡くなった後は一緒に会社経営を手伝ってくれている長男に自分の株式は譲って会社の経営を続けていって欲しいと考えていますので、その旨の遺言を作成しようと思っています。

ところで、将来的に長男が引退するのであれば、私の孫である長男の子供ではなく、やはり会社経営を手伝ってくれている次男に株式を譲ってもらい、次男に経営を続けていって欲しいと考えております。

そこで、遺言をするに当たっては、「会社の株式は全て長男に引継がせるが、将来長男が死亡又は引退したときには、次男に全て引き継ぐものとする。」というような遺言をしたいと考えておりますが、このような遺言をすることは可能でしょうか？

A. 16

ご質問のような内容の遺贈のことを、俗に「跡継ぎ遺贈」と言い、これは、その有効性については非常に争いがある問題になるケースです。

法律上は、そのような内容を直接定めた規定はありませんし、学者の間では、有効であるという説と無効であるという説が対立しており、そのどちらにも納得できる部分があります。又、裁判においても、最高裁判所はハッキリと有効であるとは言っていないものの、事例によっては有効であると解釈できるという微妙な判決が出されている状態で、正面から有効であると判例で認められてもいません。そこで、正直なところ、絶対無効であると断言はできないものの、無効と判断される可能性が高いというのが、実際のところなのです。

無効であるという説は、本来、相続なり遺贈なりを受けて財産を取得した人は、取得後は、その財産を自分が自由に処分できるのが当たり前である（民法では、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」と定められています。）のに、「跡継ぎ遺贈」を認めてしまうと、その方は自分の受け取った財産を自由に処分できなくなってしまい、法律上もおかしいことになるので、長男が死亡又は引退した後の2番目以降の遺贈は、遺贈をする方の希望や願いを述べたものに過ぎず、法律が効力を認めたものではないと主張されます。一方、有効であるという説からは、「跡継ぎ遺贈」というのは、「長男が死亡、又は引退する」ことを期限なり条件として制限を付けた遺贈であり、そのような制限付の遺贈は法律上も可能であるから有効であると主張されています。どちらの言い分も一理あるのは確かです。現在は、有効であるという説の方が有力にはなっていますが、まだ、無効であると判断される可能性のほうが高いというの

が現在の実務上の流れです。

ただ、実際に会社等を経営されている方からすれば、会社を永續させて欲しいと思われることから、ご質問のような遺言をなさりたいと考えられることは無理もありません。それ以外にも、後妻である現在の妻との間に子供がなく、先妻との間には子供がいる方のような場合には、まずは現在の妻の生活の安定を望むものの、妻の死亡後は、血の繋がった先妻の子供に相続させたいと思われる場合や、子供がおられないご夫婦の場合で、先祖代々の土地は、妻の死亡後は妻の家族等ではなく、自分の血の繋がりのある兄弟に受け継いで欲しいと思われる場合もあるかと思えます。但し、現在の制度上では、跡継ぎ遺贈は無効であるとして、最初の遺贈の部分だけが有効であるとされる可能性が高いのは申し上げたとおりですので、跡継ぎ遺贈の内容を定める遺言の作成は決してお勧めできません。

そこで、代替りの方法として考えられるのは、まず最初に引き継いでもらうべきご長男にも、一緒に遺言をしてもらって、「自分が亡くなったときは、株式は次男に引き継ぐ」というような遺言をしてもらうという方法が考えられます。もちろん、ご長男がそのような遺言の作成を承諾されない可能性や、承諾されて遺言を作成されたとしても、後日、その遺言を取消される可能性は否定できませんので、絶対に確実な方法であるとまでは言えませんが、ひとつの方法ではあると思えます。

又、A. 15でも少し説明しました信託の方法を利用することも考えられます。信託法の91条で、「跡継ぎ遺贈型受益者連続信託」という方法が定められており、この方法を利用することで、期間は30年という限度はありますが、自分の財産を何代か後まで自分の指定するように受け取らせることが可能となります。これは、A. 15で説明したペットに対する資産の信託とは異なり、制度として認められていますので、検討の余地は高いものと思えます。

但し、このような信託制度を利用した場合、相続税の課税に関する問題があることと、遺留分減殺請求がなされる可能性があることには注意が必要です。このような「跡継ぎ遺贈」の形式による遺言を検討されているのであれば、まずは、専門家にご相談されることをお勧めします。

Q. 17 (遺言書の検認手続について)

私は遺言書を作成しようと思ひ、本を読んで調べてみたのですが、自分で書いた遺言については、自分の死後、家庭裁判所で検認という手続を取らなければならないとされています。

遺言書を作成したことは、家族には説明しようかと思っていますので、検認の手続についても説明しておきたいのですが、今一つどのような手続が必要なのかちゃんとしたイメージがわかりません。具体的にどのようにすればよいのか教えて下さい。

A. 17

遺言は最終的には、遺言書の内容の通り、財産を分けたりすることが必要ですが、このことを遺言の執行と言ひ、その準備手続として、公正証書遺言以外の遺言については、家庭裁判所での検認手続が必要であると定められています。

そこで、公正証書遺言以外の遺言（通常は自筆証書遺言、秘密証書遺言です。）は、全て検認の手続を受けなければなりませんし、検認の手続を受けていない自筆証書、秘密証書等の遺言書では、法務局や金融機関等も相続の手続には応じてくれません。

又、封印されている遺言書は、家庭裁判所で相続人又はその代理人が立ち会わなければ開封できないと定められていますし、これに反して遺言書を開封すると5万円以下の過料が課せられることにもなります。通常は検認の手続に併せて、開封手続も行われます。

具体的には、遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は、相続が開始していれば（つまり、遺言をした方が亡くなっていればということです。）、又は遺言書を発見したときは、遅滞なく家庭裁判所に検認の申立てをしなければなりません。申立てをする家庭裁判所は、遺言をした方が亡くなられた住所を管轄（担当）する家庭裁判所となります。

まずは、遺言書の保管者・発見者の方は、検認の申立書を作成して、家庭裁判所に提出します。その際に実務上は、相続人が分る資料（つまり戸籍謄本等を最低でも亡くなられた方の出生から死亡までが確認できる分が必要となります。）を添付して申立てをしなければなりません。そのため、まず、亡くなられた方の戸籍謄本等を取得して、そこからその方の出生までは追跡し、相続人であるお子様等が結婚等で新たに戸籍を作られていれば、その分の戸籍謄本等も取得して提出しなければなりません。そのため、場合によっては相続人の確定に結構な時間・費用と手間がかかることとなります。

申立てにかかる費用は、申立書に貼る収入印紙800円と切手が1～3千円程度（相続人の数や各家庭裁判所によって異なりますので、申立てをする家庭裁判所に

お問合せ下さい。) となります。

申立てをした後は、裁判所で1ヶ月程先の日程が指定されて、裁判所から相続人の方全員に検認期日が開かれる旨の連絡が行きます。但し、相続人の方は、行く必要がない、都合がつかない等の理由があれば、必ず出席しなければならないわけではありませので、欠席された方がおられたとしても、中止されるものではなく、その指定された日に検認手続がなされます。

そして、遺言書の保管者は、検認期日の当日に遺言書の原本を家庭裁判所に持参、提出して、その場で手続がなされます。封印されている遺言書であれば、その場で開封されます。

検認、開封が終わった遺言書には、家庭裁判所より、検認が完了したことを明らかにする書面が添付されます。これを検認済調書といい、この検認済調書付の遺言書をもって、その後、不動産登記や預金解約等の遺言の執行の手続を取ることになります。なお、封筒に入っていた（封印されているかどうかは問いません。）遺言書の場合には、その封筒も一緒に綴じられますし、封筒に入っていない遺言書については、遺言書のみ添付されます。

ところで、この遺言書の検認手続というのは、決して、遺言書を有効にする手続ではありませんし、遺言の有効か無効かを確認や判断する手続でもありません。あくまで、検認手続の時点で、このような内容の遺言書が存在したということを確認するという手続に過ぎず、遺言書の内容については、何も判断がなされないということには注意が必要です。

ですから、遺言書の検認手続というのは、遺言書を開封することと、家庭裁判所には遺言書を検認した旨の書面とその遺言書のコピーが保管されますので、検認手続の日以後に遺言書が改ざんされることを防ぐという意味しか持たないのです。

そのため、開封した遺言書が民法の定める様式に反しているとか、公序良俗に反する内容である、遺言の内容がハッキリ分らない等、明らかに無効である場合には、相続人（受遺者を含む）全員が無効であると同様であればよいのですが、その遺言書が有効であることを主張される相続人等がいる場合には、遺言書の無効を確認する裁判を起さなければならないこととなります。例えば、遺言が作成された日時においては、遺言者は重度の認知症のため、判断能力は全く無く、遺言書を書ける筈がなかった等の理由から、遺言書の内容が無効であることは確実と思われる場合であっても、その遺言書を有効であると主張する相続人があるときには、別に遺言書の無効を確認する裁判を起さなければならないこととなります。

なお、封印されている遺言書は、家庭裁判所の検認手続の際に開封され、初めて内容が分かることとなりますので、事前に内容が知らされていなければ、相続人各自の思惑と異なったりして、争いが生じる可能性も残ることには注意が必要です。

Q. 18 (公正証書遺言, 秘密証書遺言の作り方について)

遺言のことを色々勉強しましたが、やはり、確実性を優先に考えて、公正証書遺言を作成しようと思います。

先に、公正証書の作成方法を簡単に説明されていますが、公証役場に行って、公証人の前で話をして、それを書面に作成してもらって…等という方法だと、それこそ一日では終わらないのではないかと思います。

それに、証人等も心当たりはありませんので、誰にお願いすればよいかも分かりません。

公正証書遺言を作成するには、具体的には、どのようにすればよいのでしょうか？

又、秘密証書遺言も公証役場に行って手続すると説明されていますが、どのようにすればよいのでしょうか？

A. 18

確かに、個人の方が自ら公証役場に行って、公正証書遺言を作成することができるのは間違いありませんが、A. 5に記載した方法を取ることになりますので、確かに1日では完成しないと思っていただいたほうがよく、何回か公証役場に行ってくださいか事前に公証人と連絡を取り合う必要があるかと思います。

但し、その手間を惜しまなければ、自らで公証役場に連絡して公正証書遺言を作成してもらうことは可能です。

しかしながら、公証役場自体が通常めったに行かれない所でしょうし、何度も足を運ぶのも面倒だと思われれます。そこで、私達専門家が、公正証書遺言の作成補助を依頼された場合の流れをご説明します。

まず、公正証書遺言の作成方法をおさらいします。

公正証書遺言の作成方法は

1. 公証人のもとで、証人2人以上の立会の上で、遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授（「くじゅ」。口頭で説明することです。）する。
2. 公証人が口授された内容を書面にして、遺言者と証人に読み聞かせる。
3. その内容が正しいことを遺言者と証人が承認した上で署名押印し、公証人が適正な手続に従って作成されたことを付記して署名押印する。

が、作成の手続です。確かに、速記でもされていなければ、説明した内容をその場で書面にはしてもらえないでしょうから、例えば、「全財産を長男に相続させる」等のよほど簡単な内容の遺言でなければ、1日で完成させるのは時間的にも難しいと思われ、自分でやっていただくのであれば、基本的には何回か公証役場に出向いてもらう必要があることになるであろうことは、先に述べた通りです。

そこで、私達専門家がご依頼を受けた場合に、どのような作業を代わりにやるかということになります。まず1.の部分に関しては、私達が依頼者の方より話を聞いて、遺言書の内容の案文を作成し、その案文を公証人に事前に渡して、遺言書原案を作成してもらいます。

その際に、必要な資料（印鑑証明書、戸籍謄本、不動産登記事項証明書等の書類になります。お持ちでないものはこちらで取寄せも可能です。）も一緒に公証人に渡します。

遺言書原案を作成してもらった段階で、遺言の内容が明らかに法律に反するような内容であったり、遺言の内容の実現ができないことが明らかな内容であった場合には、修正をするように公証人から連絡がされることになります。

ですから、公正証書遺言において、遺言の内容が法律に反する等として無効となるケースはほとんどありませんし、当然のことですが、方式違反で無効になるという心配もまずありません。公正証書遺言でイザというときに無効であると争いになるケースは、遺言者が遺言作成の時点では遺言能力がなく、周りの者が無理やりに作成に関ったような場合等です。この点で、遺言者に遺言能力があるかどうかは、公正証書作成の際に、公証人からも確認はされるのですが、遺言者がうなずくだけであったり、遺言の内容をきちんと説明できなかったような場合には、無効と判断される可能性があることは否定できませんし、裁判において無効と判断されたケースも少なからずあります。そのため、ご本人がシッカリしている元気なうちに作成されることをお勧めするのです。

そして、遺言書原案ができた段階で、依頼者の方に内容を確認していただき、修正等を加える作業を繰り返した上で、遺言書の内容を確定させます。

遺言書の内容が確定した後、当事者全員の日程を調整した上で公証役場に出向きます。

専門家に依頼してもらえば、通常は証人は専門家のほうで手配します。私にご依頼いただく場合であれば、通常、私と別の行政書士の2人を証人とさせていただいております。

証人については、民法では、未成年者、推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族、公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人は、証人にはなれないと定められていて、未成年者と、遺言書で利害関係が生じる方、それと公証人の関係者が証人にはなれないのだと思っただけであればよいと思います。ですから、自ら選ばれる場合には、全く遺言には関係ないような知人、友人や遠縁の親族等をお願いしてもらうことになるかと思えます。

但し、そのような方に証人になってもらったときは、作成した遺言の内容が相続人等に漏れる可能性があることは注意が必要となりますので、証人の費用はかかり

ますが、守秘義務を定められている私達専門家にご依頼されるか、公証役場にて証人を紹介してもらわれることをお勧めします。

そして、2. と3. の部分に当たることを公証役場で公証人にやってもらいます。つまり、公証人と面談してもらって遺言書の原本を示してもらい、その内容の説明を公証人から受けた（基本的には、遺言書の内容を読まれます。）上で、この通りで間違いないということを遺言者ご本人に確認してもらえば、遺言者、証人、公証人の全員が遺言書原本に署名捺印（遺言者本人は実印が必要となります。）して、遺言書が完成します。そして、その場で公正証書遺言の正本と謄本を渡されますので、通常、正本については遺言執行者の方にお渡しして、依頼者ご本人には謄本をお渡しします。

このように、私達専門家に公正証書遺言の作成補助を依頼された場合には、公証役場には1回だけ出向いていただければよく、当日、かかる時間は30分から1時間程度です。

ところで、このような方法では、公証人の前で口頭での説明をしていないので、1. にいう「口授」したことにならないのではないかとご心配になられるかもしれませんが、これは大審院（現在の最高裁判所にあたる、戦前に最終的な判断をしていた裁判所のことです。）の判例によって、遺言者の作成した書面によって公証人が事前に遺言書の原本を作成し、面談の際に、遺言者が遺言の内容は先に作成した書面の通りである旨を述べたうえで、公証人がその原本を示しながら、読み聞かせることで口授としての要件を満たすとされておりますので、この方法で問題ありませんし、実務上は、ほとんどの場合でこのような方法で作成されています。

以上のような流れで公正証書遺言は作成されます。そこで、私達専門家にご依頼いただいた場合に依頼者の方にやっていただくことは、まず、遺言書の内容をお教えいただき、遺言内容について確認していただくこと、それと必要な資料に関しては最低限印鑑証明書を取得していただくことの2点となります。その上で、書面のやり取り等の打ち合わせはこちらで公証人と行いますので、作成当日に実印と公正証書作成費用を持参していただき、公証役場に出向いていただければよいということになります。

公証人の手数料は、お話をお伺いした時点で大まかな金額はご説明しますし、最終的に遺言書の内容が確定した時点で、公証人から教えてもらえますので、日程の打ち合わせの際までには、確定した金額をご連絡します。

相談なさる前に大体の金額をお知りになりたければ、日本公証人連合会のホームページにてご確認ください。

以上が、基本的な公正証書遺言の作成方法となります。

なお、ご病気等で公証役場に出向けない方の場合には、公証人にご自宅なり病院

なりに出張してもらって作成することも可能です。その場合、公証人の手数料が5割増になり、旅費・日当が別に費用として加算されます。

次に、秘密証書遺言の作り方ですが、まずは、お客様に遺言書そのものを作成していただきますので、その点では、自筆証書遺言と大きな違いはありません。但し、秘密証書遺言は本文はパソコン等で印刷したもので構いませんので、最低限、署名と捺印だけは自らでやってもらうことになります。

それを封筒に入れて、遺言書に押印された印鑑と同じ印鑑で封印してもらいます。

後は、公証人と証人2人の日程を調整して、公証役場に出向いてもらって、封印した遺言書を呈示して、自分の住所氏名を公証人に述べてもらい、公証人から本人の秘密証書遺言である旨の記載をした紙を添付してもらった上で、その用紙に、公証人、遺言者、証人全員が署名捺印して完成します。なお、証人になれない方は公正証書遺言と同じです。

手数料は11,000円とされています。

以上が、秘密証書遺言の作成方法ですが、秘密証書遺言は、公証人が内容を確認するものではありませんし、自筆証書遺言と同様に家庭裁判所での検認手続も必要となりますので、手間と費用をかけるだけの意味があるのかと言われると、私の意見としては否定的にお答えすることになり、秘密証書遺言の作成は決してお勧めはしません。

ただ、どうしても公正証書遺言にはしたくないとおっしゃられ、なおかつ、遺言書の内容はパソコン等で作成・印刷したものを使わなければならないというような特別なケースであれば、秘密証書遺言の方法で作成されなければならないのですが、そうでなければ、私の個人的な意見としましては、秘密証書遺言よりは自筆証書遺言を作成されることをお勧めしますし、それで充分ではないかと考えます。

Q. 19 (遺言執行者の役割について)

遺言を作成しようと思って、本を読んだりしました。

本の中で、遺言をするときは、遺言執行者を指定するように書かれているのですが、遺言執行者とは具体的にどのようなことをするのでしょうか？

又、遺言する際には、必ず指定しなければならないのでしょうか？

A. 19

遺言執行者というのは、簡単に言えば、遺言又は家庭裁判所の決定により定められた、遺言の内容を実現するための手続をする人のことであると思って下さい。

ですから、単に、自分が死んだらこの遺言の内容を実行して下さいと第三者に依頼しても、遺言にて指定するか、家庭裁判所で選任されなければ、法律が定める正式な遺言執行者ではありませんので、注意が必要です。

民法では、遺言執行者は相続人の代理人として手続をするものとされていて、相続財産の管理や遺言の執行に必要な一切の行為をする権利と義務を有するものとされています。

そのため、遺言執行者が定められていれば、その遺言執行者が単独で手続を取ることができますし、逆に相続人等が自分等で勝手に相続財産を処分することはできなくなります。一方、遺言執行者が選任されていなければ、相続人全員で遺言の内容を実行する手続を取らなければならないのだと考えてもらって構わないかと思えます。

又、相続人以外の第三者への遺贈が定められている遺言については、遺言執行者が定められていれば、遺言執行者が単独で遺言内容の実現のための手続を取ることができますが、遺言執行者が定められていなければ、受遺者と相続人全員が共同で手続を取らなければなりませんので、そのような遺言については、遺言執行者を定めておくほうが、受遺者に対しては親切であることは間違いありません。

そのようなことから、遺言内容を実現する手続を速やかに行うためには、遺言において遺言執行者を指定しておくほうがよいとされているのです。

遺言執行者は必ず指定しなければならないかという点については、必ず指定しなければならないわけではありません。もちろん、遺言の内容によっては、遺言執行者でなければ手続ができないもの（認知と相続廃除の内容です。）があるのは事実ですが、そのような遺言において、遺言の中で遺言執行者の指定がなされていなければ、相続人等によって、家庭裁判所に遺言執行者選任の申立てをすることで、家庭裁判所にて遺言執行者が選任されますので、遺言執行者の指定がなければ、遺言内容の実現に時間がかかることにはなりますが、遺言が無効になるというものではありません。

遺言執行者は、民法上なれないと定められているのは、未成年者と破産して免責決定を受けられていない人だけです。ですから、現在の法律では、成年後見人、保佐人、補助人であっても、遺言者の方がよいと判断すれば、遺言執行者に指定することはできない訳ではありませんが、そのような方は実際に遺言の執行業務を行うに当たって、判断能力の点で問題があると思われるので、決してお勧めはできません。

なお、相続人の誰かが遺言執行者になれるかという点については、学者の間では争いはあるのですが、相続人であっても、相続廃除の遺言のような場合でなければ、遺言執行者になれるというのが一般的な見解ですので、相続人以外の第三者を指定しなければならないことはなく、相続人の誰かを遺言執行者に指定されることも通常は可能です。

又、遺言で遺言執行者に指定された方は、必ず、遺言執行者に就任して手続を取らなければならない訳ではありません。どうしても、就任したくなければ、遺言執行者に就任することを拒否することもできます。ただ、一旦就任した場合には、正当な理由があり、かつ家庭裁判所の許可を得なければ、辞任することはできませんし、遺言執行の任務を怠った場合には、解任の請求がなされる可能性もありますので、その点については慎重に判断されることが必要となります。なお、遺言執行者が就任を拒否して遺言執行者がいなくなった場合には、相続人全員で遺言内容を実現する手続を取られるか、別に遺言執行者を選任する申立てを家庭裁判所にすることになります。

更に、遺言執行者は1人に限りませんので、遺言において複数の遺言執行者を指定することができますし、又は、遺言執行者を指定することを第三者にお願いすることも可能です。

では、遺言執行者は、具体的にどのようなことをするかという点については、簡単に説明しますと、就任した時点で、相続人や受遺者に就任の連絡をし、その後、被相続人の財産目録を作成して相続人等に交付します。そして、遺言内容を実現するために手続をした上で、最終的に、遺言執行の手続の経緯や収支の計算を相続人等に報告し、預かっているものを引き渡して、終了という流れになります。又、自筆証書遺言や秘密証書遺言で遺言執行者に指定されている方が、その遺言書を保管されている場合には、まず、遺言書の検認手続を取らなければなりませんので、検認手続を行った後で、上記のような手続を取ることになります。

なお、遺言執行者に対する報酬という点につきましては、報酬なしとすることも可能です。但し、遺言の執行手続には、手間と費用がかかることは事実ですので、相続人の1人を遺言執行者に指定するのであれば、その分、多めに相続させるようにするなどの配慮は必要ではないかと思えます。又、報酬を決める場合には、遺言

で指定しておくことも可能ですし、遺言で指定がなければ、遺言執行者の請求に基づいて家庭裁判所が相続財産の状況等を考慮して決定することになります。

上記の説明は、遺言執行者の手続内容の大枠程度のものでしかありませんし、遺言執行者については、上記の内容以外にも、遺言の内容に反するようなことを相続人が勝手に行ったり、遺言執行に関して争いがあるような場合には裁判を起こしたり、逆に裁判を受けたりしなければならないことがあります。又、「相続させる」という遺言については遺言執行者が手続する権限があるのか等の問題もありますので、遺言執行の実務について、その解説だけで一冊の分厚い本になるものですが、通常は上記の説明程度のことを理解していただければよいかと思います。

具体的な問題に関しては、専門家にご相談下さい。

Q. 20 (遺言を作成しておくほうがよい人について)

私の家族は、妻と中学生の娘、小学生の息子の4人です。これまで、色々と遺言について、説明してもらいましたが、実際のところ、仮に私が今亡くなったとしても、遺言がないと相続争いになるような可能性は思い浮かびませんが、私のような者でも遺言をしておくべきなのでしょうか。

どういう人が遺言をしておいた方がよいのかということ、教えてもらえませんか。

A. 20

ご質問のようなケースであれば、実質的には、お子様の相続分は奥様が管理されることになるでしょうから、あなたの奥様がとんでもない浪費家であるというような特殊な事情がない限り、確かに、遺言をしていなければ、将来相続の際に問題になりますよとは言いつらいものですし、あなたの場合には今の時点では遺言してなくても問題になることはないと言ってもよいと思います。

ただ、この先、お子様が各々成人なされて、ご結婚されたような場合には、遺言をされておくほうが、争いにはなりづらと考えます。相続人であるお子様は納得していても、お子様の配偶者等が色々と横やりを入れてきて、相続争いになってしまうということは、結構聞く話です。

そこで、どのような方が遺言をすべきかについて説明します。

大まかに説明すれば、相続人がいない方、法律が定める相続人以外の方に財産を残したい方、遺産分割協議をするにあたって問題が発生する可能性があるという方は遺言を作成しておくべきであると考えます。

具体的には

1. 相続人となる方が1人もおられない方

(遺言がなければ、最終的には、財産は国のものになってしまいます。)

2. 内縁関係の配偶者がおられる方

(たとえば、事実婚であり、戸籍上他に配偶者がいない場合であっても、現在の法律では、内縁の配偶者には相続権がありませんので、遺言をしなければ、内縁の配偶者には何も財産を残せないこととなります。)

3. 亡くなられたお子様の配偶者に世話をしてもらっていて、何らかの財産を譲りたい方等、法定相続人以外の方に遺産を渡したい方

(例えば、息様が既に亡くなられていて、その奥様があなたの身の回りの世話をされているような場合、その方、つまり義理の娘さんには、養子縁組をしていなければ相続権はありませんので、遺言をしなければ、義理の娘さんには財産を譲ることはできません。このようなケース以外にも、法律が定める相続

- 人となられる方以外に財産を残したい場合には、遺言をしておくことが、原則として必要となります。)
4. 財産としては、自宅不動産以外には特に多額の財産はないが、自宅不動産は遺族に維持して欲しいと考えておられる方
(お子様がおられるときはお子様と配偶者の方が、お子様がおられなければ配偶者の方とあなたのご両親やご兄弟との間で遺産分割をしなければならなくなりますが、万一、遺産分割協議において争いが生じてしまったときは、自宅不動産以外に特に財産がない場合には、自宅不動産を売却してでも、遺産分割をしなければならない可能性も出てきます。)
 5. 相続人となられる方の中に、行方不明の方がおられる方
(遺言がなければ、行方不明の方を探し、見つからなければ、不在者財産管理人を選任するなりして遺産分割協議をしなければなりませんので、相当な手間がかかることとなります。遺言において、行方不明の方に財産を残さなかった場合には、後日、その方が現れたときに、その方から遺留分減殺請求がなされる可能性があることには注意が必要ですが、それでも、その方を探し出す等して遺産分割協議をすることに比べると、はるかに手続は楽に済みます。)
 6. 自分の事業を継いでくれる方に、事業用の財産を継がせたい方
(自営業者の方であれば、事業用財産も相続の対象となり、相続人間で分割せざるを得なくなりますので、遺言にて、事業を継続していく方に単独で引き継がすようにしている方がよいと思われます。もちろん、相続人以外の方に事業を継がせる場合や、事業用財産が財産の大半を占める場合には、遺留分減殺請求の対象になることには注意が必要ですが、それでも、財産全てを相続の対象とされるよりは、最低限2分の1の財産については、事業を継続していく方に引き継がせることができますので、事業の継続にとっては遺言をしておく方が有益です。)
 7. 離婚した先妻との間に子供がいて、現在は再婚して後妻と生活されている方
(先妻の子供と後妻の方の間には、交流がないケースがほとんどであると思われるし、両者の間には血縁関係もありませんので、遺産分割協議で争いになりがちです。後妻の方との間にお子様がおられる場合も、同様です。)
 8. 事実上、離婚状態であるものの、戸籍上は離婚していない配偶者がおられる方
(遺言がなければ、離婚状態にある戸籍上の配偶者が最低でも2分の1の相続権を持ちますし、現在、内縁の配偶者がいるような場合には、その方には相続権はありません。この場合も、戸籍上の配偶者から遺留分減殺請求がなされる

可能性は否定できませんが、それでも、遺言がない場合には何ら財産を受け継ぐことができないことを考えれば、遺言をしておくべきと考えます。）

9. 相続人となられる方同士が不仲であるという方

（もちろん、遺言があっても、争いになる可能性は否定できませんが、相続人となられる各々の方に配慮した遺言をされていれば、遺言がない場合に比べれば、骨肉の争いを避けられる可能性は高くなると思われれます。）

10. 法定相続分と違った相続をさせたいという方

（例えば、同居して身の回りの世話をしてくれた長男には、他の子供より多く財産を相続させたいと思われるのであれば、遺言によって相続分を指定するほうが確実です。）

11. 配偶者やお子様に障害をお持ちの方がおられるという方

（障害をお持ちの方が自ら財産管理をすることが困難である場合、遺言において、その方の世話を頼むことを負担として他の相続人や第三者に遺贈することで、障害をお持ちの方の生活の安定が望めます。）

12. 非嫡出子（戸籍上の配偶者との間以外で生まれた子）がおられる方

（認知をされておられるとしても、嫡出子との間で争いになる可能性は高いものと思われれます。）

のようなケースに該当される方は、遺言を作成されることをお勧めします。

上記に該当されない方につきましても、遠慮なくご相談下さい。

遺言に関する基礎的な内容について、できるだけ分りやすく読んでいただけるように、事例も取り入れてQ & A形式で説明しました。

この程度の内容をご存知いただければ、遺言を作成される際に、とりあえずは慌てずに済むのではないかと思います。当然のことながら各々のケースにより対応は異なりますし、ここに記載している内容は、遺言に関するごく一部に過ぎません。

ここに書いてない内容やご不安に思われることがございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。